

令和7年（2025年）12月9日（火曜日）

第 4 号

令和7年第4回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

## 第4号

令和7年(2025年)12月9日(火曜日)

## 出席委員

## 委員長

桐木茂雄君

## 副委員長

小泉真志君

木下雅之君

小林雄志君

千葉真裕君

鈴木仁志君

中村守君

丸山はるみ君

檜垣尚子君

中野秀敏君

畠山みのり君

白川祥二君

中司哲雄君

## 出席委員外議員

山崎真由美君

## 出席説明員

教育長 中島俊明君

教育部長  
兼教育職員監 猪口浩司君

学校教育監 川端香代子君

総務政策局長 伊賀治康君

生涯学習推進局長 齊藤順二君

学校教育局長 伊藤伸一君

ICT教育推進局長  
兼指導担当局長 山城宏一君

教職員局長 山下幹雄君

高校改革推進  
担当局長 奥寺正史君

特別支援教育  
担当局長 新居雅人君

生徒指導・学校安全  
担当局長 泉野将司君

総務課長 手塚和貴君

施設課長 角谷浩司君

教育政策課長 出分日向子君

社会教育課長  
兼生涯学習推進  
センター所長 伊藤博貴君

高校教育課長 高田安利君

高校改革推進室長 小倉賢治君

義務教育課長  
兼幼児教育推進  
センター長 田口範人君

学力向上推進課長 田原勇人君

教職員育成課長 小寺善臣君

健康・体育課長 国安隆君

生徒指導・学校安全  
課長 森田靖史君

部活動改革推進課長 山内尚史君

ICT教育推進課長 多田博昭君

教職員課長 江川一雄君

働き方改革担当課長 内山史彦君

教職員事務課長 杉島美穂君

福利課長 大河内秀敏君

議会事務局職員出席者

議事課主幹	増川真一君	同	丈六辰泰君
議事課主査	成田礼造君	同	土屋保真君
同	中村公彦君	同	川崎優史君
同	石堂知基君		

---

午前 10 時 開議

○桐木茂雄委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

---

〔成田主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

木下雅之委員  
鈴木仁志委員

であります。

---

○桐木茂雄委員長 それでは、議案第1号、第2号、第20号及び第21号を一括議題といたします。

1. 教育委員会所管審査

○桐木茂雄委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。  
質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
千葉真裕君。

○千葉真裕委員 よろしくお願ひいたします。  
まず、学力向上の取組についてであります。

本年7月に国から公表された全国学力・学習状況調査における本道の公立小中学校の結果は、中学校理科が全国平均以上、中学校国語が全国と同等程度であったものの、小学校の国語、算数、理科及び中学校の数学では全国平均を下回る結果となったとのことであります。先月初めには、道教委から、この調査の詳細な分析を行った北海道版結果報告書が公表されましたので、本道の学力向上の取組について、以下、伺います。

初めに、本道の教科調査の結果について、今回の分析から明らかとなった成果や課題を伺います。

また、各学校では1人1台端末を活用した授業が進んでいますが、ICTの活用について、どのような成果や課題が明らかになったのか、併せて伺います。

○桐木茂雄委員長 学力向上推進課長田原勇人君。

○田原学力向上推進課長 教科に関する調査等の結果についてであります。本年度の調査で全国平均を上回った中学校理科では、特に、観察・実験において課題の解決に向けた予想を立てる

など、科学的に探究する力の育成に一定の成果が見られた一方で、全国を下回った小学校の各教科や中学校数学では、例えば、目的に応じて書き方を工夫することや、問題の解き方の理由を説明することなど、論理的に考察し、的確に表現する力の育成などに課題が見られました。

また、ICTの活用につきましては、授業でほぼ毎日使用した割合が小中学校ともに全国を上回り、日常的な活用に一定の成果が見られたものの、ICT機器を使って情報を整理できると回答した児童生徒の割合が、小学校は約28%、中学校は約22%にとどまるなど、学習課程におけるICTの効果的な活用に課題が見られました。

○千葉真裕委員 学力向上のためには、子どもたちの学習意欲を高めることが重要と考えますが、質問調査の結果の分析から、どのような成果や課題が明らかになったのか、伺います。

○田原学力向上推進課長 学習意欲の向上についてであります。教科の勉強が得意であると肯定的に回答した児童生徒の割合を全国と比較しますと、中学校国語では59.4%で全国より8.0ポイント上回っており、学習への関心や意欲が高く、言語活動の指導を丁寧に行ってきたことなどが成果として現れました。

一方で、学習に取り組む態度に関しまして、例えば、学習内容を見直し、次の学習につなげることができたと肯定的に回答した割合を全国と比較しますと、小学校では78.2%であるものの1.2ポイント下回り、中学校では71.3%で2.1ポイント下回ったほか、関連する他の項目も全国平均には届いていないことから、学習意欲の向上に向け、児童生徒が学習課題や学習方法を主体的に選択するなど、自律的な学習態度の育成について課題があることが分かりました。

○千葉真裕委員 管内別の調査結果から、地域間の差についてはどのようなことが明らかになったのか、伺います。

また、一部の管内では平均点が低い傾向が続いている一方で、成果を上げている管内も見られますが、その要因をどのように分析しており、管内地域間の差を縮めていくために今後どのように取り組んでいくのか、併せて伺います。

○桐木茂雄委員長 学校教育局長伊藤伸一君。

○伊藤学校教育局長 管内別の状況などについてであります。本年度の調査結果では、平均正答率が最も高い管内と最も低い管内との差は、小学校国語は8.6、算数は10.7、中学校国語は5.7、数学は11.8ポイントでございます。中学校数学はその差が拡大しております。

平均正答率が高い管内では、例えば、児童生徒が自ら学習課題を設定し、考えをまとめ表現する活動や、自分で学び方を考え工夫する活動を行っている割合が、全国と比較し高い一方、平均正答率が低い管内では、こうした学習活動が十分に行われていないことが管内別の差を生じさせる要因の一つと考えております。

道教委では、課題が見られる管内の実情に即して、成果を上げている管内の実践事例を紹介し、授業改善に生かすよう指導助言いたしますとともに、1月以降、各管内で実施します協議会におきまして、教員の指導力や学校の指導体制の工夫などについて管理職と共有するなどしまして、管内別の差の解消に向け取り組んでまいります。

【第2分科会 12月9日 第4号】

○千葉真裕委員 ただいま答弁がありました。特に、算数、数学では管内によって2桁の差があるというのは看過し難いものであります。そうした差が開く要因は様々あるでしょうが、教員の指導力の差が影響する部分も大きいと思いますので、早急に対応していただくよう強く指摘いたします。

次に、道教委では、小・中・高12年間を一体的に捉えた学力向上に向け、学力向上事業の一つである「エビデンスに基づく資質・能力育成事業」に取り組んでいますが、今回の調査結果の分析からどのような成果や課題が明らかになったのか、伺います。

○田原学力向上推進課長 小・中・高12年間の分析結果についてであります。小中学校の児童生徒質問調査と、全道立高校対象の学習状況等調査を比較した結果からは、授業での話し合う活動を通じて自分の考えを深めることができた肯定的に回答した児童生徒は、小・中・高のいずれも8割を超えており、本事業において、学校種間で課題意識を共有し、取組を進めたことにより、一定の成果が見られました。

一方、各教科で学んだことを生かして自分の考えをまとめる活動を行う児童生徒ほど、平均正答率が高い傾向が見られますが、この活動の質問に肯定的に回答した児童生徒は、小学校で約8割、中学校で約7割、高校で約6割と低下していることから、学校種間の連携を一層強化し、各教科で身につけた知識等を活用した探究的な学びを一層充実させる必要があることが明らかになりました。

○千葉真裕委員 このたびの報告書により、本道の子どもたちの学力の状況や学びに向かう姿勢など様々なデータが活用されることから、これまで以上に、市町村教育委員会と連携し、地域や学校の実情に応じた取組を進めていくことが大切と考えます。

道教委では、本道の学力向上に向け、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、今後どのように取組を行っていく考えなのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 今後の学力向上の取組についてであります。本道の未来を担う子どもたちは、変化の激しい時代において、社会の中で答えがない問いに対し、解決すべき課題を自ら見だし、主体的に考え、協働的に議論し、納得解を生み出すなどの資質、能力を確実に身につけることが重要であります。

道教委といたしましては、今後、市町村教育委員会との連携を一層強め、結果分析で明らかとなりました、自律的に学ぶこと、習得した知識を活用し、探究的に学ぶことなどの課題の解決に向け、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善と、各教科の学びを関連づけた教育課程の改善など、様々な取組を積み重ねてまいりますとともに、北海道版結果報告書の教育データを基に各市町村と新たな観点から分析を行った上で、成果と課題を共有し、実情に即した支援を行うなど、本道のどの地域においても、より質の高い教育を浸透させていく学力向上の取組を一層推進してまいります。

○千葉真裕委員 ただいま学力向上について、るる答弁をいただきましたが、データやエビデン

スの取扱いや分析について、まだまだ改善の余地があるように見受けられます。データサイエンティストと呼ばれるような専門家の力を借りてしっかり分析し、子どもたちの学力向上につなげていただくよう強く指摘し、次の質問に移ります。

道教委では、昨年度から、高等学校と地域が連携協働して、地域課題の解決に取り組むことを通じて持続可能な地域づくりを推進することを目指した地学協働まちづくり推進事業「北海道MA+CHプロジェクト」を進めているとのことであります。そこで、これまでの事業の進捗状況や今後の事業の進め方について、以下、伺ってまいります。

事業実施2年目となり、これまで、全道14管内の各指定校において様々な地域と連携協働した取組が進められているものと承知していますが、具体的にどのような取組が行われているのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 社会教育課長伊藤博貴君。

○伊藤社会教育課長 事業内容についてであります。本事業は、14の指定校に地学協働コーディネーターを配置するとともに、地域の多様な方々で構成するコンソーシアムを設置し、地域と学校の連携協働体制を強化しながら、地域課題に主体的に向き合う人材の育成を目的に実施しております。

具体的には、例えば、弟子屈高校では、授業で学んだ英語を活用し、外国人向けのお土産を紹介するポップ作成や、摩周湖などにおける英語での観光ガイドなど、地域資源をPRする取組に加え、上ノ国高校では、企業や地元の文化団体などと連携し、地域に開かれたイベントとして学校祭をリニューアルさせる取組、天塩高校では、地域の世代間交流を深めるスポーツ大会の実施など、生徒と地域の方々が交流し、理解を深め合う取組が行われております。

○千葉真裕委員 これまでの本事業における取組の成果について、現時点でどのように考えているのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 生涯学習推進局長齊藤順二君。

○齊藤生涯学習推進局長 取組の成果についてであります。本事業の立ち上げ時には、コーディネーターの確保やコンソーシアムの構築に苦労もありましたが、活動に取り組んでいる生徒からは、まちの課題を見つけ、どう解決するか考えることができた、自分が関わることで社会を変えることができるという声があり、社会貢献に対する意識の向上が見られるほか、地域の理解や関心の高まりを実感するとともに、様々な分野の方々との交流により、将来の自分の姿について考え方の幅が広がり、進路選択やキャリア形成に変化が見られております。

また、参加した地域住民の方々からは、高校生から自分たちにはない発想や視点を教えられるなどの声が寄せられており、道教委といたしましては、社会の変化に対応できる生徒の資質、能力の育成と、地域の活性化に取り組む住民の方々の意識の向上が着実に進んでいると考えております。

○千葉真裕委員 本事業は、コーディネーターの配置と学校と地域が連携協働する体制づくりが核となっていると認識していますが、まず、コーディネーターを配置し、どのような取組を行っ

てきたのか、また、その効果はどのようなものであったのか、課題も含め、伺います。

○伊藤社会教育課長 コーディネーターの役割などについてであります。コーディネーターは、地域の資源をよく知り、広い人脈を持つ市町村議会議員や、教育活動に理解のある退職校長、PTA役員、地域おこし協力隊といった方々に委嘱してありまして、学習活動において連携が必要となる経済、観光や福祉といった関係機関との連絡調整に加え、持続可能な地学協働の体制づくりなどを担っていただいているところです。

道教委といたしましては、コーディネーターの配置により、様々な分野の専門家からの指導や助言によって学習活動が充実するとともに、地域と学校の協議の場におけるグループワークによって議論が活性化していることなど、生徒の課題解決能力の向上や、地域と学校のつながりに成果があるものと考えております。

○千葉真裕委員 次に、学校と地域が連携協働する体制の構築について、体制を構築し、どのような取組を行い、その効果はどのようなものであったのか、課題も含めて伺います。

○伊藤社会教育課長 地学協働の体制についてであります。本事業では、地学協働による人材育成の活動について、協議や活動を行う組織としてコンソーシアムを設置してありまして、各学校の活動目的に応じ、市町村教育委員会や商工会、商工会議所、企業、大学など幅広い分野の方々に参画していただいているところです。

コンソーシアムでは、単なる協議にとどまらず、組織が一体となった活動として、生徒が、直接、構成員や地域住民と対話をする機会を設けるなど伴走支援をいただいております。構成員からは、高校生のコミュニケーション能力や課題解決に向けた意識の変化が見られるとの意見が寄せられているなど、生徒が主体的に社会に向き合い、社会の創り手となるために必要な力を効果的に学ぶことにつながっていると考えているところです。

○千葉真裕委員 こうした地域への愛着や誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参画する人材を育成するため、学校と地域がパートナーとして協働、協力する取組は非常に重要であり、今後ますます各地域に広がっていくことが期待されます。

一方、今後は、指定校としての事業が終了してからも充実した取組が継続される、いわゆる持続可能な取組となることや、こうした取組が一部の指定校のみの取組にとどまることのないよう、広く全道に波及されるといったことが重要と考えます。

これまでの成果と課題を踏まえ、今後どのように本事業を展開し、地域と学校との連携協働を進めていくのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 教育部長猪口浩司君。

○猪口教育部長 今後の取組についてであります。地学協働は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が共にパートナーとして連携協働して行う取組であり、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民とのつながりを深め、学校を核とした地域づくりを推進し、地域創生にもつながる重要な取組であると認識をしております。

道教委といたしましては、指定期間終了後も、市町村教育委員会や商工会等が主体となり、継続的に学校と地域のコーディネート機能を担っていただいている事例を指定校へ紹介し、働きかけを行うとともに、取組成果を報告する事例発表会の充実をはじめ、様々な機会を捉え、事業の成果を発信して横展開を図るなど、将来にわたり地域への愛情や誇りを持ち、本道の未来を創る人材の育成に向けて取り組んでまいります。

○千葉真裕委員 次に、部活動の地域展開についてであります。

道教委では、先日の文教委員会に「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」改定の素案を報告し、令和8年度以降の部活動の地域展開を推進するための方向性を示したところです。我が会派の代表格一般質問でも伺いましたが、道内の市町村では、この計画に基づき、令和8年度以降も地域展開に向けた具体的な検討や取組が行われると考えることから、素案の内容や今後の対応などについて、以下、伺います。

初めに、計画の改定に当たっては、教育関係者をはじめ、専門家や保護者等から意見を伺うなどして検討を進めていくことが重要であると考えますが、このたびの計画改定に当たり、どのように検討を進めてきたのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 部活動改革推進課長山内尚史君。

○山内部活動改革推進課長 これまでの検討状況についてであります。道教委では、令和5年3月に策定した「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」の最終年度を迎えることから、国の有識者会議が5月に公表した最終取りまとめを踏まえ、計画改定の検討を進め、中学校長会や市町村教育委員会、PTA連合会などの代表者で構成する「部活動・地域クラブ活動関係者会議」において、7月にはこれまでの取組状況や成果と課題について、また、10月には改定する計画の素案について御意見をいただいたところです。

また、児童生徒やその保護者を対象にアンケート調査を実施するなど、多くの意見を伺いながら改定する計画について検討を進めてきました。

○千葉真裕委員 第3回定例道議会の予算特別委員会において、我が会派の同僚議員から計画の改定に向けた今後の取組について伺い、道教委からは、生徒や保護者へのアンケートにより意見などを聴取する旨の答弁がありました。

アンケートの概要と結果について伺うとともに、その結果をどのように計画に反映しているのか、伺います。

○山内部活動改革推進課長 生徒・保護者アンケートについてであります。道教委では、本年9月から10月に、札幌市を除く小学校5・6年と中学校等の児童生徒及びその保護者を対象に、部活動の地域展開に関する意識を把握するため、ウェブを活用したアンケートを実施し、合わせて約3万5000件の回答をいただきました。

アンケート結果では、現在参加している地域クラブ活動に満足していると回答した生徒は約81%となっており、地域展開が導入されている地域では、取組が好意的に受け止められているものと考えております。

【第2分科会 12月9日 第4号】

一方で、部活動の地域展開について知っているという回答した中学生は約20%、中学生保護者は約58%となっており、今後も地域展開について理解を促進していく必要があると考え、説明会やシンポジウムを開催して周知を図るなど具体的な取組を素案に盛り込みました。

○千葉真裕委員 課題の一つとして、受皿となる団体が地域にないことや、小規模市町村が単独では整備が難しいことが挙げられていましたが、計画では、複数町村の連携を含め、どのように取り組む考えなのか、伺います。

○山内部活動改革推進課長 運営団体の体制整備などについてであります。道内の市町村における休日の地域クラブ活動の実施は4割を超える一方で、運営団体を整備できないことなどにより取組が遅れている市町村もあることから、素案では、受皿となる運営団体が地域に存在しない場合に、市町村が団体を整備する際の参考となるよう、創設、運営の手順等をまとめた日本スポーツ協会のハンドブックや、運営団体の法的な責任等について整理した国の資料を周知することとしているほか、単独の市町村では地域展開が難しい場合には、教育局のサポートチームが助言を行うほか、複数の市町村が合同で運営団体を整備する調整の場を設置することを示しております。

○千葉真裕委員 さきの代表格一般質問でも伺いましたが、部活動の地域展開で最も課題となるのは指導者など人材の確保であり、特に、都市部から離れた小規模な市町村では一層厳しいと考えます。

道教委は、指導者確保に向けて、ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンクを設置して取組を進めていると承知していますが、現在の登録及び活用状況について伺うとともに、より幅広い人材の確保に向け、改定する計画ではどのように取り組む考えなのか、伺います。

○山内部活動改革推進課長 指導者の確保についてであります。サポーターバンクは、地域クラブ活動等を指導できる人材を登録し、市町村教育委員会などに情報提供するものであり、本年11月末現在で、実人数で530名、野球とソフトボールなど、複数の種目でカウントすると延べ1557名の登録があり、サッカー、バスケットボール、バレーボールなど16種目で52名が指導を行っております。

道教委では、幅広い人材の確保のため、素案では、サポーターバンクの登録者や活用の拡大に向けて、道スポーツ協会などの各種団体や大学等との連携を一層推進するとともに、民間企業等の協力を得た指導者の確保や、専門的な指導だけではなく、指導補助や見守りなどをする人材の募集に取り組むほか、小規模な市町村など人材不足に悩む地域を支援するため、ICTを活用した遠隔指導など効果的な活用事例を周知することを示しております。

○千葉真裕委員 指導者を確保することも重要ですが、指導者として必要な専門性など、質を保障することも重要であると考えます。

指導者の質の保障に向けて、改定する計画ではどのように取り組む考えなのか、伺います。

○山内部活動改革推進課長 指導者の質の保障についてであります。素案では、指導者の専門性や資質等の向上を図るため、指導者や指導をサポートする人材を対象とし、広域分散型である

本道の特性を踏まえ、ICTを効果的に活用した研修会を実施し、実技指導や生徒指導の在り方のほか、子どもたちの特徴等を踏まえた指導や、保護者との関わり方などについて理解を深める取組を進めることとしております。

また、子どもたちや保護者等から信頼される指導者による良質な指導が行われるよう、地域クラブでの適切な指導の参考となる手引を作成し、研修において活用することを示しております。

○千葉真裕委員 中体連が開催する大会などでは、規定等の見直しが行われ、地域展開後の地域クラブに所属する生徒が参加できるようになっている一方で、見直しが行われず、大会に参加できない場合もあると聞くところです。

道教委は、生徒の大会への参加機会確保のため、改定する計画ではどのように取り組むのか、伺います。

○山内部活動改革推進課長 大会への参加機会の確保についてであります。一部の大会においては、参加資格が学校単位に限定されている場合などがあることから、素案では、生徒の大会への参加機会の確保に向け、大会等の主催者に対し、地域クラブの参加を認めるよう強く要請するとともに、スポーツ・文化芸術団体や総合型地域スポーツクラブ、中学校体育連盟等の関係団体を構成員とし、大会の参加規定等の見直しを協議する場を新たに設置するなどの取組を進めることを示しております。

○千葉真裕委員 地域展開後の地域クラブ活動においても、生徒や指導者の事故や暴力、ハラスメントなどが起こることがないように未然に防止することが重要であります。

事故等の未然防止に向け、改定する計画ではどのように取り組む考えなのか、伺います。

○山内部活動改革推進課長 生徒の安全確保についてであります。素案では、地域クラブ活動における事故や、性暴力を含む暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為の防止を徹底し、子どもたちが安全、安心に活動に取り組める環境が構築されるよう、指導者等を対象とした専門性や資質等の向上を図るための研修会と併せて、事故や不適切行為等の防止のための研修を実施することを示しております。

○千葉真裕委員 地域クラブ活動の安定的な運営に向けた財源の確保や、保護者の負担軽減が必要と考えますが、新しい計画ではどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○伊藤学校教育局長 財源の確保や保護者負担の軽減についてであります。素案では、財源の確保に向けて、企業版ふるさと納税をはじめとした多様な財源の確保について、市町村及び地域クラブの運営団体等に提案や助言を行うことを示しましたほか、市町村や地域クラブなどが保護者負担の金額を検討する際の参考となるよう、今月中に国から示されます金額の目安や設定に当たっての基本的な考えなどを計画案に反映したいと考えております。

また、地域クラブなどの運営に要する経費や、保護者の負担軽減のための財政措置につきましては、引き続き、国に強く要望してまいります。

○千葉真裕委員 地域の状況や課題は様々であると認識していますが、どの地域に住む子どもたちにも、スポーツ、文化に親しむ機会を確保する必要があるものと考えます。

【第2分科会 12月9日 第4号】

今後、改定する計画に基づき、道教委として、どのように部活動の地域展開に取り組んでいく考えなのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 学校教育監川端香代子君。

○川端学校教育監 今後の取組についてであります。道教委としては、将来にわたって全ての子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するという現行計画の理念を継承しつつ、子どもたちがひとしく多様な学びと体験に触れられ、心の居場所ともなる環境を整備することが重要であると考えております。

このため、改定する計画について、各市町村や関係の皆様丁寧に説明し、理念の共有に努めますとともに、具体的な取組の推進に当たりましては、教育局ごとに市町村に参加いただく管内地域展開推進協議会を新たに設置し、市町村の課題や地域展開の進捗状況等を個別に把握しますとともに、サポートチームが地域の実情に応じた提案や助言を行うなど積極的な伴走支援に努め、本道における部活動の地域展開が着実に進むよう取り組んでまいります。

○千葉真裕委員 次に参ります。

学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることから、学校における働き方改革のさらなる加速化や、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇改善を目的とした、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法等の一部を改正する法律が国会で成立いたしました。我が会派の代表格一般質問でも伺いましたが、これらの改正法を踏まえた道教委の具体的な対応について、順次伺います。

改正法では、教育委員会に対して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表等が義務づけられたところですが、この計画は、文部科学大臣が定める指針に即して定めるものとされています。

そこで、まずは、国から示された当該指針はどのような内容になっているのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 働き方改革担当課長内山史彦君。

○内山働き方改革担当課長 国の指針についてであります。今般の給特法等一部改正法の成立を受けて改正された、業務量の管理、健康及び福祉の確保を図るための指針には、従前の指針に加え、働き方改革の目的や、働き方改革を進める上での基本的観点、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と、その中で服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容、その他留意事項が追加された内容となっております。

○千葉真裕委員 道教委では、令和6年度から8年度までを期間とする第3期アクション・プランに基づき、学校における働き方改革の取組を進めていると承知していますが、改正法を踏まえてどのように取り扱う考えなのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 教職員局長山下幹雄君。

○山下教職員局長 アクション・プランについてであります。文部科学省が定める指針におきましては、既存の計画等がある場合には、当該計画を活用することも可能とされているところであります。

道教委といたしましては、現行のアクション・プランを指針に即したものとなるよう必要な修正を加えた上で、法に基づく計画として位置づけたいと考えております。

○千葉真裕委員 道教委による調査結果では、教員の時間外在校等時間は全体として減少傾向にあるものの、中学校や高校など校種によっては依然として長時間勤務が見られる現状にあります。

改正法の附則では、政府として、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とすることが掲げられており、道教委としても、勤務時間縮減の取組効果を検証できるよう具体的な数値目標を設け、新たな計画に位置づける必要があると考えますが、どのように検討されているのか、伺います。

○山下教職員局長 目標についてであります。現行のアクション・プランでは、教員の時間外在校等時間の目標を1か月45時間以内、1年間360時間以内としており、道教委といたしましては、現行プランの成果や課題を検証し、その結果の分析を通じ、次期計画の中で、国の指針で示された目標も踏まえ、目標の在り方を検討してまいります。

○千葉真裕委員 改正された指針には、アップデートされた新たな学校と教師の業務の3分類が位置づけられました。学校以外が担うべき業務として、学校徴収金の徴収管理や、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応などが、教師以外が積極的に参画すべき業務として、調査・統計等への回答や部活動などが、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務として、給食の時間における対応などが示されました。

この3分類を踏まえた業務分担の見直しや適正化の徹底が必要かと考えますが、今後の計画ではどのように取り組んでいくのか、伺います。

○山下教職員局長 業務分担の見直し等についてであります。道教委では、これまでも、国の中央教育審議会の緊急提言で示された、学校・教師が担う業務に係る3分類を踏まえ、スクールサポートスタッフの活用や調査・統計業務の分担等の取組を進めてきました。

今般、教員が教員でなければできない業務に専念できるよう、学校または教師の業務の3分類が示されたことから、道教委としましては、現行のアクション・プランでの改定を検討するとともに、適切な役割分担ができるよう、学校以外が担うべき業務については、学校運営協議会などにおいて保護者や地域の方々との対話を重ねながら役割の見直しに努めるとともに、教員の業務であるが負担軽減を促進すべきとされた業務につきましては、ICTの活用による校務の効率化や支援スタッフの配置等を進め、教員の業務負担の軽減に努めてまいります。

○千葉真裕委員 教職員の健康確保について、教育職員の過重労働による健康障害を防ぐための措置として、教育職員の健康及び福祉を確保するため、道教委では、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施してきているとのことですが、これまでどのように面接指導を実施してきたのか、また、面接指導が着実に実施されるよう、新たな計画への位置づけを含め、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 福利課長大河内秀敏君。

○大河内福利課長 面接指導についてであります。道教委では、道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領により、一定時間を越えた教員等を対象に産業医等による面接指導を実施しており、道立学校では、直近の令和6年度対象者942人のうち、実施者284人、実施率30.1%となっております。

これまでも、面接指導の着実な実施に向け、面接指導の重要性を啓発するリーフレットを道立学校全職員に配付するとともに、面接指導の未実施者に対し、所属の校長宛てに受診するよう指導しております。

道教委といたしましては、今後、面接指導の徹底に向けた取組について現行のアクション・プランへの追加を検討するとともに、産業医等による指導助言に基づき、教員等の健康管理の向上を図るため、道立学校のみならず、市町村立学校にも面接指導の重要性を意識できるような機会を通じて周知してまいります。

○千葉真裕委員 ただいま、実施率が30.1%と低調であるとの答弁がありましたが、聞くところによると、面接指導を受けた教員等について、その後、勤務時間短縮等、業務改善につながったかについては追跡調査をしていないということであります。

産業医等との面接指導はあくまで手段であることを認識し、単純に実施率を向上させるだけではなく、教員等の健康確保、業務改善といった目的達成につながるかという観点から取組を進めていただくよう指摘いたします。

次に、改正給特法等では、学校における組織的、機動的なマネジメント体制の構築に向けて、主務教諭の設置が可能となりました。

学校内外の調整や若手教員へのサポート機能の強化が期待されますが、道教委としては、主務教諭の任用についてどのように対応する考えなのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 教職員課長江川一雄君。

○江川教職員課長 主務教諭についてであります。このたびの給特法等の改正により、学校が組織的に対応すべき事象が多様化、複雑化していることや、学校内外との連絡調整に関する業務が増加していることから、組織的、機動的な学校運営体制の充実を図るため、新たな職として主務教諭を置くことができるとされたところであります。

その設置について、国は、学校や地域の状況を踏まえ、各教育委員会が適切に判断することから、道教委といたしましては、導入効果や課題の整理を進めますとともに、他県の検討状況等も踏まえながら、設置について引き続き検討してまいります。

○千葉真裕委員 次に、教職員の定数改善について伺います。

学校の人員体制の充実に向けた教職員定数の計画的な改善を進めるため、給特法等一部改正法附則において、公立の中学校における35人学級の実現に関する措置を講ずることが規定されたところです。

そこでまず、附則の概要と国の対応について伺います。

○桐木茂雄委員長 教育政策課長出分日向子君。

○出分教育政策課長 附則の概要と国の対応についてであります。いわゆる給特法等一部改正法の附則第4条においては、公立の中学校の学級編制の標準を令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされております。これを受けて、令和8年度概算要求では、中学校における指導体制の充実を図ることとされまして、35人学級の実施について示されたところでございます。

国においては、令和7年度で完成した小学校35人学級から切れ目なく35人学級を実施するため、いわゆる義務標準法を改正し、令和8年度から令和10年度までの段階的な公立中学校の学級編制標準の引下げによる35人学級の実現が検討されるものと承知しております。

○千葉真裕委員 国は、公立中学校の学級編制標準の引下げによる中学校35人学級を令和8年度から段階的に実現する計画とのことですが、このたびの国の動向を踏まえ、本道でも、中学校全学年への35人学級編制導入に向けた検討が必要と考えます。

道教委は、これまでも加配定数を活用し、中学校第1学年が70名を超える学校で35人学級を実施しています。令和6年度、全国の都道府県及び政令指定都市のうち、中学校第1学年は、北海道を含め、ほぼ全ての自治体が、第2学年と第3学年は、およそ7割の自治体で、1学級当たりの生徒数が40人未満の学級編制となっており、中学校全学年での35人学級編制に早急に取り組むべきと考えます。

今後、どのように中学校の35人学級編制に対応していく考えなのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 道の今後の対応についてでございますが、本道では、これまで、学級数、児童生徒数に応じて算定される基礎定数に加えまして、国の政策目的に沿った取組を進めるために、教員数が増となる加配措置によって、国の義務標準法の改正に先行して、小学校における35人学級編制を段階的に導入し、小学校全学年で35人学級編制を実施するとともに、中学校におきましても、国に先行して、中学校第1学年の一部で35人学級編制を導入してきたところでございます。

今後は、このたびの国の動向や他都府県の状況も勘案し、国の義務標準法の改正による中学校35人学級の具体的な進め方を注視しながら、できるだけ早期の中学校第2学年、第3学年への35人学級編制の拡大について検討をしてまいります。

○千葉真裕委員 次に、教員の処遇改善について伺います。

給特法等一部改正法では、教員の職務の重要性にふさわしい処遇の改善を進めるため、教職調整額の引上げや義務教育等教員特別手当の見直しなどについて令和8年1月1日から施行することですが、道教委としてどのように対応していくのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 教職員事務課長杉島美穂君。

○杉島教職員事務課長 教員の処遇改善についてであります。道教委では、このたびの給特法等の改正を踏まえ、令和8年1月から教職調整額を現行の給料月額4%から5%へ引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当は、学級担任への加算を行うこととしました。

【第2分科会 12月9日 第4号】

一方、複式学級を担当する教員に支給する多学年学級担当手当は本年末に廃止するものの、経過措置として、現在、手当を受給し、令和8年中も複式学級を担当する教員に月額1500円を支給することとしました。

○千葉真裕委員 教員不足は深刻であり、教師に優れた人材を確保するためにも、給特法等一部改正の趣旨も踏まえた働き方改革の取組のさらなる加速化が急務であると考えます。

道教委は、今後、具体的にどのように対応する考えなのか、伺います。

○中島教育長 学校における働き方改革についてであります。社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている中、持続可能な社会の創り手である子どもたちを直接指導する教員を確保し、働きやすさと働きがいのある教育環境を整備することが何よりも重要でございます。

道教委といたしましては、多くの教員等から意見を伺いながら、業務の一層の適正化、業務の精選や効率化などを徹底してまいりましたが、このたびの国の指針も踏まえ、現行のアクション・プランについて検証を行い、必要な見直しを行いますとともに、学校の働き方改革を着実に進め、より多くの方々に教職を目指していただける職場環境の実現に取り組んでまいります。

○千葉真裕委員 教員の数、質の問題は、最初に伺った子どもたちの学力向上に直結する問題でありますから、柔軟な発想の下、様々な手法を用いてスピード感を持って取り組んでいただくよう強く指摘して、私からの質問を終わります。

○桐木茂雄委員長 千葉(真)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

小泉真志君。

○小泉真志委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

昨年11月26日に北海道カスタマーハラスメント防止条例が制定され、本年4月1日から施行されたということであります。

NPO法人北海道勤労者安全衛生センターが取りまとめた2024年度カスタマーハラスメントアンケート調査結果報告書によりますと、1年間に1回から5回の被害を受けた方が29.9%、合計すると全体で40.6%の方が被害に遭い、11回から15回もの苛酷な被害を受けた方もいるという実態が明らかになりました。

学校現場におきましても、謝れと土下座を強要する保護者、午後6時から翌日午前2時まで説教、どんな案件だとしてもやり過ぎだと感じる、また、自分の30年以上の教職経験を全否定されたなどの報告が数多く寄せられていますことから、以下、質問をしてまいります。

今年の1定予算特別委員会におきまして、教育部長から、学校に対する情報の提供や相談体制の整備、教職員の知識や対応スキルの向上のため、研修の充実や保護者の皆様などの理解促進に向けた啓発活動など、学校において、カスハラをしない、させないよう、未然防止に向け、様々な取組を総合的に推進する、さらに、市町村教育委員会に対して、道や道教委における取組などについて、適時、情報提供をしながら、小中学校におけるカスハラ防止に対する取組を支援するとの答弁がありましたが、これまでの取組状況についてお伺いします。

○桐木茂雄委員長 働き方改革担当課長内山史彦君。

○内山働き方改革担当課長 これまでの取組についてであります。道教委では、条例の制定を踏まえ、知事部局と連携し、道立学校や市町村教育委員会に対して、道の条例や指針、カスハラ防止啓発ポスターの配付等による情報提供を行うとともに、道立学校向けにガイドラインやマニュアルを策定し、カスハラの定義や判断基準、具体的な対応例や手順等のほか、カスハラを受けたり見聞きした場合の相談窓口などを定めたところです。

さらに、教職員の知識や対応スキルの向上を図るため、教員等向け啓発資料の作成、配付や、全道立学校長を対象としたカスハラ対応の説明会を開催したほか、学校等が保護者や地域の方々への周知啓発に活用できるよう、保護者等向けの周知文書やリーフレットの参考例を作成、配付するなど、学校におけるカスハラ防止に取り組んできたところでございます。

○小泉真志委員 第1回定例会で指摘させていただいた部分につきましては、道教委の皆さんにしっかり取り組んでいただいているということにまず感謝を申し上げます。その取組を各学校まで周知徹底していただくように、今後お願いをしたいと思います。

次に、カスタマーハラスメントの対応で、事実関係の正確な記録として発言内容を録音する等々がございしますが、録音機器やビデオカメラ等の設置状況についてはどのようになっているのか、伺います。

また、SNSやインターネット上の誹謗中傷に対して、掲載先のホームページ等の管理者に削除を求めるとしてありますが、これは、北海道教育委員会が一括して対応すべきと考えますが、所見を伺います。

○内山働き方改革担当課長 環境整備についてであります。このたび策定した道立学校向けのマニュアルにおいては、学校や市町村教育委員会が対応の参考とできるよう、事実関係を正確に記録する方法の一つとして、会話内容を録音することを示すとともに、インターネット上での誹謗中傷への対応として、ホームページの管理者等への削除を求めることなどを示したところです。

録音機器等の設置や誹謗中傷の削除要請については、各学校や市町村教育委員会と連携しながら対応するとともに、道教委といたしましては、学校等のみでの対応が困難な場合は、スクールロイヤーなどの相談支援の活用や、必要に応じて警察等の関係機関とも連携を図りつつ、学校等に対し、適切な指導助言に努めてまいります。

○小泉真志委員 機器の購入等についての予算措置についてはぜひ検討していただきたいです。削除についても検討していただければと、これは指摘をさせていただきます。

次に、カスタマーハラスメントに該当するか否かは、職員以外の者からの要求内容に妥当性があるか、要求を実現するための手段、態様が社会通念上に照らして相当な範囲であるかという観点で判断するとマニュアルに記載されておりますが、誰がカスタマーハラスメントと判断するのか、伺います。

○内山働き方改革担当課長 カスタマーハラスメントの判断についてであります。道立学校教

【第2分科会 12月9日 第4号】

職員のガイドラインやマニュアルにおいて、カスハラの定義や判断基準、該当し得る言動の代表例等を示すとともに、カスハラに該当するか否かや、その対応については、個々の職員が一人で判断しないことが重要である旨を示しているところです。

具体的には、本人自身がカスハラと受け止めたときには、必ず、校長その他の管理職員に相談、報告することとし、校長等が対応を引き継ぎ、マニュアル等に照らしてカスハラ該当性や対応方針を判断することとしています。その際、判断が難しい事案については、道教委への相談やスクールロイヤーの活用等、第三者の視点も踏まえながら適切に対応するものとしております。

○小泉真志委員 道教委への相談やスクールロイヤーの活用をもって第三者の視点が確保できるのかという、私は疑義を持っております。行政側が依頼をした方々であるからということであり、なぜならば、やっぱり、この部分で言いますと、カスハラと合理的配慮というのは調整が非常に難しいものだというふうに私は思っております。

そこで、次の質問に移りますが、妥当性の判断が難しい場合も想定される中で、学校側や教育行政に理解がなかった場合、妥当性があっても、継続的に要求を行うとカスタマーハラスメントと認定されてしまう、こういうことが想定されます。

特に、合理的配慮との整合性について所見を伺います。

○桐木茂雄委員長 教職員局長山下幹雄君。

○山下教職員局長 合理的配慮についてであります。北海道カスハラ防止条例に係る指針においては、障がいのある方など合理的配慮を必要とする方からの要望については、その権利が不当に妨げられることのないよう十分に配慮する必要があると示されております。

学校や市町村教育委員会に対しては、これらの趣旨について通知しておりますが、道教委としては、今後とも、学校等がその趣旨や内容を正しく理解し、合理的配慮を必要とする方に適切な対応ができるよう、各種研修や会議などのあらゆる機会を捉えて周知徹底してまいります。

○小泉真志委員 具体例でちょっと議論をさせてもらいたいと思います。

例えば、障がいのあるお子さんと保護者が普通学級に在籍をしたいという形で希望する、にもかかわらず、例えば、就学支援委員会等で特別支援学級への在籍が強要される、こんな例を聞くことがあります。私の地元では、障がいのある子もない子も普通学級に通うというのは一般化しております。しかし、全道のある地域では、普通学級に在籍できずに困っている、こういうお子さんもいるというふうに聞いております。

このようなときに、何度も学校に要望をする、このような要望は、妥当性があり、至極当然の要求だというふうに私は思っております。しかし、受け入れられずに何度も要望するとカスハラになってしまう、こういう可能性があると思いますが、このような事例に対してどのように対応するのか、所見を伺います。

○山下教職員局長 合理的配慮についてであります。道教委としては、学校等が合理的配慮に係る趣旨や内容を正しく理解し、適切な対応ができるよう、各種研修やあらゆる機会を捉えて周

知徹底しているところではありますが、合理的配慮に係る専門家への相談等の必要性につきましては、他都府県の事例なども参考に研究してまいります。

**○小泉真志委員** 昨日の夜に、また同じような事例がありました。お子さんが入院をされていて、その保護者さんから、入院していたらずっと学校は休みになるのか、出席扱いにならないのかと。そんなことはないですよ。文科省からちゃんと通知が出ている。でも、実際に学校現場ではそれを分かっておらず、それに対応できていない。そのことを、保護者が、通知に基づいて何とかしてくれというふうに要望する。ところが、それがはね返される。何度も何度もそれを行った場合にカスハラに認定されてしまう。これでは本当に人権が侵害されるということになりますので、ぜひ、その部分について、研究を深めていただき、しっかりと対応できるようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、カスタマーハラスメントか否かの判断を迷う場合に教職員局教職員課サービス制度係に相談できるとなっておりますが、これで懸念は払拭できるのでしょうか。弁護士等の専門家による判断が必要だと思っておりますが、所見を伺います。

**○内山働き方改革担当課長** 第三者の判断についてであります。道立学校教職員のガイドライン及びマニュアルにおいては、カスハラへの対応は校長を中心に組織として行うことを基本とし、判断に迷う事案については教職員課に相談できるものとしていただいております。

相談を受けた際は、事案の状況や経過を聴取した上で、ガイドライン等に照らしたカスハラ該当性の整理や対応方針について助言するとともに、法的な見地からの専門的な助言が必要と認められる場合には、スクールロイヤーや道教委の顧問弁護士への相談等、適切な対応が図られるよう支援することとしております。

**○小泉真志委員** 先ほども言いましたけれども、その専門家に相談されることはいいのですけれども、やっぱり、第三者性という部分では、再度、ここら辺については協議をさせていただきたいというふうに思います。

次に、学校への支援ですが、学校のみでは対応が困難な事案に対して、どのように支援をしていくかが大きなポイントになると思います。

道教委は、必要に応じて、スクールロイヤーや道立学校運営サポートチーム等の各種支援制度を活用しながら、所要の措置を講じ、迅速かつ適切に職員を救済するとしております。

これも3月に指摘をさせていただきましたが、スクールロイヤーは、相談支援にとどまり、直接的な対応をしてくれるわけではありません。東京都では、4回目からの対応は、弁護士や心理士などといった専門家も同席、5回目以降は弁護士が代理人として単独で対応すると報道されております。ここまで対応していただけると教職員の負担が大きく改善されると思いますけれども、道教委として今後どのように考えていくのか、所見を伺います。

**○山下教職員局長** 学校への支援についてであります。保護者等からの苦情等への対応に当たっては、対応する教員のみや学校のみで抱え込むことのないよう、教育委員会が適切に関与して支援していくことが重要と考えております。

道教委といたしましては、これまでも、学校運営上の課題については管理職を中心とした組織的な対応を徹底するよう指導してきているほか、スクールロイヤーによる専門的な相談を活用するなど、学校に対する相談対応体制の充実に努めてきたところでありますが、より深刻なケースへの対応手法等について、知事部局や他自治体の取組、国での動向も参考にしながら研究してまいります。

○小泉真志委員 研究ではなくて、私は、検討してもらおうというところを強く要請したいというふうに思います。

それでは、次に、日本若者協議会が実施した教員志望の学生を対象にしたアンケートでは、志望者が減っている理由として、94%の回答者が、長時間労働など苛酷な労働環境を挙げております。これに続く理由として、部活動などの本業以外の業務が多い、給料がよくない、そして、保護者や地域住民への対応が負担というのが続いております。

メンタルヘルス等による離職や再任用希望者の辞退も高止まりをしており、教員の欠員は常態化しております。これらを解消するためにも、カスタマーハラスメント防止の実効ある対策が必須でありますことから、道教委の所見を伺います。

○桐木茂雄委員長 教育部長猪口浩司君。

○猪口教育部長 今後の取組についてであります。学校に対する保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求等に関する教員等の負担感は大きく、その未然防止は、教員等がその能力を十分に発揮できる環境を整える上で極めて重要であると認識しております。

道教委では、これまでもガイドラインやマニュアルの策定などの様々な取組を推進してきたところであり、今後とも、研修等を通じたマニュアル等のさらなる周知徹底や、スクールロイヤーなどによる専門的な相談支援の充実に図るとともに、保護者や地域の方々に対し、学校や教員等の現状を丁寧に説明し、適切な理解と協力を得ながら、教員が安心して職務に専念できる職場づくりに全力で取り組んでまいります。

○小泉真志委員 管理職が、カスハラの原因はおまえだと責めたり、理不尽な要求を受け入れて担任を困らせたりするのを見て本当に腹が立った、また、夜中の2時まで学校に居座って文句を言うというカスハラに対して管理職は何もできないのか、絶望的な気持ちになった、これが生の声として上がっているわけであります。私の地元でも、これは前にも言いましたけれども、私の知り合いの校長と教員がカスハラを原因として退職しております。こういう状況を改善するためにも、ぜひ実効ある対策を講じるよう指摘して、次の質問に移ります。

次に、給特法関係について質問をします。

先ほど千葉(真)委員のほうからありましたので、詳細は割愛をしますが、この給特法等の見直しに関わって、本当に学校が大きく変わるのかどうなのか。とりわけ、主務教諭の新設とか学級担任への加算というのは、学校における協力・協働体制に大きな影響を及ぼし、教職員間に不公平感や分断を生じさせるおそれがあるということから、以下、伺ってまいります。

遅々として進んでいない学校における働き方改革を進めるためには、業務の平準化を進めなけ

ればなりません。道教委として、どのように学校体制の在り方を見直していくのか、所見を伺います。

○山下教職員局長 学校の体制の在り方についてであります。働き方改革を推進するためには、従来の多様で幅広い業務を自己完結的に抱える、いわゆる個業型の業務遂行から、業務の一部を他の教員や事務職員と分担、協力し、協働する学校の組織体制の見直しが必要であると考えております。

このため、道教委では、各教育局の義務教育指導監による小中学校長への学校経営指導訪問において、校務分掌業務の再編やチームとしての協働など、学校運営体制の見直しについて指導助言を行っており、引き続き取組を進めてまいります。

○小泉真志委員 今、局長のほうから協力、協働の学校体制というお言葉をいただきましたので、その部分をしっかりと進めていただきたいと思っております。

次に、義務手当を一律に0.5%そぎ取って学級担任手当を支給する方策は、協力、協働で成り立っている教育現場に分断をもたらすと考えますが、所見を伺います。

○桐木茂雄委員長 教職員事務課長杉島美穂君。

○杉島教職員事務課長 手当の改正についてであります。今回の法改正に関して、国は、処遇改善をしていくことに加え、教師によって業務の内容や負荷が様々である中、職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じたものとしているところです。

道教委としては、引き続き、この手当の加算対象について、現在担っている学級担任の業務や状況、さらには他県の状況を踏まえながら検討を行ってまいります。

○小泉真志委員 一部の教員に手当が支給される一方、手当が支給されない教員がいる、こういう状況の中で、本当に学校現場は、一致団結、チームとして成り立つのかという部分については大変疑義があります。先ほどもありましたように、協力、協働の学校体制をつくるためにはどうあるべきかという部分は、今まで皆様方が様々な形で出されたもの、それをしっかりと根底に据えていただきたいというふうに思っております。

それで、学級担任手当は、学級担任の業務を分担している教員に加算されると承知しています。学級を担任する業務とはどのような業務を指しているのか、所見を伺います。

○杉島教職員事務課長 学級を担任する業務についてであります。国の通知においては、学級担任とは、基礎的な学習集団の単位である学級における生活指導や教科指導を担当する業務を指すものとされています。

○小泉真志委員 では、次に、業務の平準化のメリットについて伺います。

道教委は、働き方改革を推進するための考え方の中で、忙しい時期に起こる煩雑な業務を分散化させることや、特定の教員に集中している業務量を分散し、負担を均等にすると示しております。業務を平準化することのメリットについて伺います。

○内山働き方改革担当課長 業務の平準化のメリットについてであります。業務の平準化により、業務過多によるミスの発生を防止できること、月別や教員間の業務の偏りが減少し、授業に

【第2分科会 12月9日 第4号】

より専念できること、教員の体力的・精神的負担が軽減されること、教員が個々の専門性を発揮しやすくなることなどのメリットがあるものと認識しております。

○小泉真志委員 それでは、確認したいと思いますが、道教委は、特定の教員に集中している業務量を分散し、負担を均等にすると、働き方改革を推進するための考え方に掲げています。ということは、担任に集中している業務を分散して、負担を均等にするということがよいのか、所見を伺います。

○内山働き方改革担当課長 業務の平準化についてであります。特定の時期に集中している業務や、教員によって業務量に大きな差がある業務などについて、担任等をはじめ、特定の教員に集中している業務を分散し、負担を軽減するものです。

○小泉真志委員 今のところで、業務を分散し、負担を軽減すると言いましたが、間違わないでいただきたい。負担を均等にすることが皆様方が書かれた文章の中にありますので、そこは間違っちゃいけないところですので、しっかりと確認をさせていただきます。

学校現場では、今までは一人一人がたくさんの仕事を分担して持ってきましたが、OECDの2018年の調査では、日本では教員の労働時間が長い、そして、子どもたちと過ごす時間が短いということが指摘されております。

道教委自らも、働き方改革を推進するためには、学年や分掌といったチーム、そして、学校全体が連携して学校の業務改善を推進していくことが必要というふうに掲げていますから、担任業務の負担を均等にするためには、学校全体、学年全体で業務を分担するということをしっかりと踏まえてこれから進めていただきたいというふうに思います。

では、次に、自分の経験から言いますと、学級担任業務は、担任のみならず、例えば、副担任や特別学級担任、そして養護教諭など、学年団全体で行ってまいりました。例えば、通知表や指導要録の行動の記録の判定や所見の点検、特別活動や道徳の指導案づくり、そして、行事についても何らかの役割を持ち、さらには、朝の会や帰りの会、給食等も学年団でローテーションをしながらみんなで持ち合ってきた。そして、保護者対応についても、担任任せにしないで、必ず誰かが一緒についていく。そういうことで、私は、31年間、6校で勤務をしてまいりました。北海道はそういう学校が多いのではないかとこのように思っております。

そのような中で、特定の教員だけにこの加算がなされるのでは、学校の中での協力、協働は崩壊をし、そして、職場の分断や働く意欲は低下するというふうに思っております。業務の平準化、それから負担を均等にする観点から、幅広くこの担任手当を支給すべきと考えますが、所見を伺います。

○杉島教職員事務課長 支給対象の範囲についてであります。道教委としては、職務や勤務の状況に応じるとする国の考え方を基本とし、道内の学校において、業務の平準化や、特定の教員に対し過度な業務が集中していないか、担任を中心に複数の教員が協力、協働して児童生徒に関わっているかなどの状況などを踏まえながら、引き続き、義務教育等教員特別手当の加算対象について検討してまいります。

○小泉真志委員 中教審答申でも、最初のほうにあったのですけれども、他の県とかを見るのではなくて、主体的に都道府県とか指定都市の判断によって決めることができると書いてありますから、北海道の主体性をしっかりと持って、どうあるべきかという部分をこれから検討していただきたいと思っております。

最後に、教員の処遇改善についてですが、学校現場では、北海道アクション・プランにのっとり、働き方改革、チーム学校の観点で業務の平準化を進めてまいりました。また、昨年の中教審答申や今年の文科省の指針でも、個業型の業務遂行から、業務をほかの教職員と分担し、協働していくことのシフトチェンジが必要とされております。

支給の範囲を狭めたり手当額の差を大きくしたりすると、他の教職員から、担任の加算をもらっているからとか、業務の平準化は大きく後退し、さらなる担任成り手不足につながることも想定されます。業務削減ができていない状況で、一部の教員に業務が集中しないように平準化するには、手当をできる限り均等配分して、担任業務の負担を軽減する必要があると考えますが、教育長の所見を伺います。

○桐木茂雄委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 教員の処遇改善についてであります。今般の給特法等の改正は、業務量管理・健康確保措置に関する実施計画の策定等による働き方改革の推進と、教員の高度専門職としての処遇改善を目的としていると承知しております。

道教委といたしましては、学校における業務の平準化は働き方改革の推進を図る上でも必要と考えており、校務分掌業務の再編など、教員同士が分担、協力し、協働する学校運営体制への見直しを進めてまいります。

義務教育等教員特別手当の加算措置につきましては、業務や勤務の状況に応じて措置されたものと承知しており、加算措置の範囲につきましては、道内の実態等を踏まえながら適切に対応してまいります。

○小泉真志委員 御存じだと思いますけれども、学校では、担任の先生の負担が大きいとするならば、ほかの分掌は、担任の先生の分を減らして、ほかの先生が多く持つ、こういうのが当たり前ですし、また、手当についても、例えば、私は部活動手当とかいろいろいただいていたけれども、これは職種によって変わらないのですよね。みんな同じだという、その部分を踏まえてこれから対応していただきたい、検討していただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

教職員の超勤・多忙化解消について伺います。

国は、各教育委員会に対して、時間外在校等時間を月45時間、年間360時間程度に抑えるために、業務量管理・健康確保措置計画を2026年中に策定することが義務づけられました。ここ8年間、北海道アクション・プランに基づき超勤解消に取り組んできたものの、直近の時間外在校等時間は年360時間を超えている教員が、小学校で33.9%、中学校では52.1%、高校でも53.7%と改善の兆しが見られません。

このような状況を踏まえますと、一刻も早く業務量管理・健康確保措置計画を策定しなければならないと考えますが、所見を伺います。

○山下教職員局長 計画の策定についてであります。道教委では、学校における働き方改革アクション・プランに基づき取組を進め、時間外在校等時間は総体的には減少傾向にあるものの、校種別や職種別では依然として長時間勤務が見られる状況であります。

こうした中、今般の給特法等の改正により、業務量の管理や健康確保に係る計画の策定等が新たに義務づけられ、指針においては、既存の計画等がある場合には当該計画を活用することも可能とされたことから、道教委としては、まずは現行のアクション・プランに必要な修正を加えた上で、本年度内に法に基づく計画として位置づけたいと考えております。

○小泉真志委員 後ほど指摘しますが、現行のプランに必要な修正を加えるだけでは抜本的な解決にはつながらない、まず、その部分は強く指摘をしておきます。

次に、勤務時間の把握についてでありますけれども、休憩時間、週休日、休日の在校等時間に加え、持ち帰り業務時間の把握についてどのように行っているのか、伺います。

○内山働き方改革担当課長 勤務時間の把握についてであります。今年度を実施したアクション・プランの取組状況の調査においては、全校種を対象として、休憩時間などにおける校務に従事した時間や週休日等の持ち帰り業務の状況についても確認し、実際の時間外在校等時間を正確に記録させるよう、市町村教育委員会や学校に対して指導助言を行うこととしております。

○小泉真志委員 やっと道教委も本腰を入れて取り組んでくれたことには、まず感謝を申し上げます。その上で、これをしっかりと継続していただくことをよろしく願いいたします。

それで、休憩時間の把握なのですけれども、勤務時間管理システムによって、休憩時間に働いていても一斉に差し引かれる、そういう学校現場がございます。この点について指導してきたと思えますけれども、どのぐらい改善できたのか、伺います。

○内山働き方改革担当課長 休憩時間についてであります。道立学校においては、出退勤システム上、休憩時間が自動的に在校等時間から除かれる仕組みとなっておりますことから、休憩時間中にやむを得ず業務を行った場合には、職員自ら追加入力することで実態を反映できるよう運用しております。

また、市町村立学校についても、各教育局の義務教育指導監による学校訪問等の機会を通じて、適切な在校等時間の把握について指導助言しており、校長からは、休憩時間の確保には苦勞しているが、意識して把握し、マネジメントしているなどの声も寄せられているところです。

道教委といたしましては、今後とも、全ての学校において正確な在校等時間の記録が行われるよう、各学校及び各市町村教育委員会に対して、引き続き、適切な指導を行ってまいります。

○小泉真志委員 駄目なシステムはしっかりと改善する、そのように指導していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、第1回定例会の中で、前局長から、教職員の勤務時間等の把握については、道教委としては、週休日や休憩時間などにおける校務に従事していた時間も含め、在校等時間が把握されて

いるものと承知をしているという答弁がございました。

一方、2018年9月4日の文教委員会において、道立学校の先生方の休憩時間が確保されていない実態について具体的な事例が示され、法令遵守の観点から、労働基準法に定める休憩時間が現実的、具体的に確保されるよう直ちに是正すべきとの質問があり、これに対して、道教委は、個々の学校の実態に沿った方法等の工夫により、休憩時間の趣旨と目的を踏まえた対応を行うよう校長に対して指導してきたと答えた上で、今後とも対応が徹底されるように指導するとともに、指導が守られていない場合については、それぞれの事案について十分検証、検討した上で、処分などについても判断していく必要があると答弁をしております。

法令違反を看過し、休憩時間における校務に従事した時間は把握されているものと承知をしていますという答弁は、道教委の責任を放棄したものと考えますが、所見を伺います。

**○山下教職員局長** 在校等時間についてであります。在校等時間の把握は、学校における働き方改革を進める上での基盤であり、休憩時間や週休日、休日等に業務を行った場合も含め、勤務実態を正確に反映した記録が行われなければならないものと認識しており、今年度、全校種を対象とした、休憩時間などにおける校務に従事した時間や、週休日の持ち帰り業務の状況について確認を行っているところであります。

道教委としましては、これまでも、各学校や市町村教育委員会に対し、各種会議などで適正な勤務時間管理の徹底を指導してきましたが、今後とも、労働基準法の趣旨を踏まえた適正な休憩時間の確保はもちろんのこと、虚偽の記録が処分等の対象となり得ることなども含め、厳正な在校等時間の把握についてあらゆる機会を通じて指導してまいります。

**○小泉真志委員** 適正な休憩時間の確保ではなくて、実際に休憩できる体制、それをしっかりとつくっていただかなければなりません。具体的には、やはり、業務削減しかないのであります。

また、学校現場では、休憩時間に会議や打合せ、また、最近は、学校間連携の名の下に連絡会議等々の打合せが多々入っているというふうにお聞きをしています。これは、全く許されるものではないというふうに思っております。

これらを放置していることが大きな問題であります。道教委としての見解を求めると同時に、具体的にどのように改善させるのかを伺います。

**○山下教職員局長** 在校等時間についてであります。道教委としましては、労働基準法の趣旨を踏まえた適正な休憩時間の確保は重要と考えており、今後とも、その確保と厳正な在校等時間の把握について、各学校や市町村教育委員会に対し、あらゆる機会を通じて指導してまいります。

**○小泉真志委員** こういう状況があれば、これは間違いなく法令違反ということですから、厳正なる道教委としての処分対象となるというふうに思います。まずは、しっかりと指導していただけるということですので、そこら辺を徹底していただきたいと思います。また、そういう実態が学校からは上がってこないのです。教職員からは上がってくるのです。それを吸い上げるシステム、体制づくりを道教委としてつくる必要があるということは指摘しておきます。

【第2分科会 12月9日 第4号】

次に、持ち帰り業務の把握について伺います。

持ち帰り業務の把握については、しっかりと行っていくということでありますけれども、現段階で、実は、各学校や市町村教育委員会において持ち帰り業務時間の把握はなされていないというふうに承知をしておりますが、その部分についての所見を伺います。

○桐木茂雄委員長 福利課長大河内秀敏君。

○大河内福利課長 持ち帰り業務の把握についてであります。道教委では、本年9月、市町村教育委員会における「過重労働に係る産業医等による面接指導の取扱要領等」の策定状況を調査し、21市町村で要領等を策定していたものの、持ち帰り業務時間の取扱いなどは明記されておられません。また、アクション・プランの取組状況調査により、持ち帰り業務の状況について、全校種を対象として確認を行っているところであります。

道教委といたしましては、持ち帰り業務時間の把握を含めた取扱要領等を策定するよう、各種会議や道教委職員が直接訪問するなどして、学校や市町村教育委員会に対して指導助言を行い、引き続き、趣旨の徹底を図ってまいります。

○小泉真志委員 次に、休憩時間における業務や持ち帰り業務、さらには週休日、休日の勤務が時間外在校等時間として把握されていない実態を踏まえると、現行のアクション・プランに基づき時間外在校等時間を削減してきたとする道教委の評価は誤謬と言わざるを得ません。業務量管理・健康確保措置計画の策定に当たっては、現行のアクション・プランを焼き直すことなく、教育課程や業務の見直しを含む抜本的な議論を踏まえて早急に策定されなければなりません。

また、その際に、学校現場の教職員の意見が反映されるよう、具体的な仕組みを設けるべきと考えますが、所見を伺います。

○山下教職員局長 現場の意見反映についてであります。学校における働き方改革を一層推進するためには、教育課程の編成の在り方や業務分担の見直し等について、学校運営を担う教員や地域の方々等の意見を丁寧に伺いながら検討を進めることが重要となります。

このため、計画の策定に当たっては、学校訪問等の機会を通じて教員等から寄せられた業務負担の改善に向けた要望や提言を把握するとともに、次期計画の策定に当たっては、現行のアクション・プランの改定時と同様、幅広く意見をいただける場の設定について検討してまいります。

○小泉真志委員 現行のプランの改定時と同様ということなのですが、やっぱり、これでは抜本的に変わらないわけですので、今、時間をきちんと把握できない上でのアクション・プランでは、実際にこの目標は全く達成できていないという状況ですから、抜本的な改正を強く求めておきます。

次に、道教委が設置する働き方改革促進会議は、北海道における働き方改革の司令塔に当たる組織であります。教員の成り手不足や欠員補充を解決するためには、働き方改革が抜本的に必要なであります。

現場の実態を反映した議論を進めるために、オール北海道でこの課題を解決するためにも、このメンバーの中に職員団体等を加えるべきと考えますが、所見を伺います。

○内山働き方改革担当課長 学校における働き方改革促進会議についてであります。この会議は、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら学校教育の質を高められる環境を整備するため、有識者などから幅広く御意見をいただく場として設定しており、御議論の結果は今後の施策の検討に反映しているところです。

また、この会議には、現場の声を把握する観点から、有識者や地域の方々に加え、校長のほか、一般教員等の複数の学校関係者も構成員としており、このほかにも多くの教員等から意見を聴取してまいります。

○小泉真志委員 メンバー13名を見させていただきましたが、ほとんどが行政関係者に近いという状況であります。やっぱり、労働者という観点もしっかりと入れるべきではないかというふうに思っています。また、その記録等を読みますと、教育長さんですけれども、教育委員会では、管理職とはよく話をするけれども、先生個々とはなかなか話ができていない、話をする時間がないうというふうに記録にもあるわけですね。ということは、やっぱり、現場の人の声をしっかりと入れなかったら、なかなか司令塔としては機能しないということですので、その部分については指摘をさせていただきたいと思えます。

最後に、8年かかっても時間外在校等時間を月45時間以内にできていない北海道が、あと4年、2029年度までに月30時間程度にすることができのでしょうか。いじめや不登校、子どもたちの自殺が過去最高を記録する中、教職員のメンタルヘルスや離職も高止まり、これらをこのまま放置すれば、北海道の子どもたちの学習権は保障されなくなります。

そこで、教職員の超勤・多忙化解消に向けて、教育長としてどのように対応していくのか、所見を伺います。

○中島教育長 学校における働き方改革についてであります。未来を担う子どもたちを指導する教員がやりがいを持って働き続けることのできる環境をつくることは、優れた人材を確保していくためにも重要でございます。

道教委といたしましては、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、教育現場で活躍する多くの教員等から意見を伺い、学校や教員が担う業務の一層の適正化や、学校現場の実情に即した業務の精選や効率化を徹底いたしますとともに、スクールサポートスタッフをより多くの学校で配置できるよう国に要望するなど、教員が働きやすさと働きがいを感じられる職場環境の整備に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 最後に、今、教育界では、余白という言葉がトレンドになっているというのは皆さんも御承知だと思います。具体的には、教育課程の過密化を解消しなければ、子どもも教職員も学校から逃避せざるを得ないという状況だというふうに思っております。

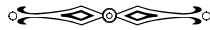
道教委が、主体性を持って、業務削減とともに、定数改善はもちろん、教育課程の過密化を解消する、このことをしていただかなければ、子どもにとっても教職員にとっても、余白のある、余裕のある学校を創造することはできないということですので、その部分を強く指摘させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○**桐木茂雄委員長** 小泉委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩



午後 1 時 開議

○**小泉真志副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

檜垣尚子さん。

○**檜垣尚子委員** 通告に従いまして、順次質問してまいります。よろしくお願いいたします。

まず初めに、教職員人事に関して、初めに、広域人事について伺います。

道教委では、全道的な教育水準の維持向上を図ることを目的として、平成23年度から公立小中学校教職員広域人事を実施しています。平均年齢の高い管内の中堅層の教員が、平均年齢の低い地域を有する管内の学校に異動し、平均年齢の低い地域を有する管内の若手の教員が、平均年齢の高い管内の学校に異動して、原則、3年間勤務し、中堅層の教員は、異動先で教育実践の中核を担った後、元の管内に戻り、その経験を生かし、若手の教員は、異動先で力量を身につけた後、元の管内に戻り、力量を発揮していこうとするものです。これまでの取組の成果や課題、今後の対応などについて、以下、伺います。

まず最初に、直近3年間の広域人事の実施状況について伺います。

○**小泉真志副委員長** 教職員課長江川一雄さん。

○**江川教職員課長** 広域人事の実施状況についてであります。直近3年間の実施状況は、令和5年度が29人、令和6年度が29人、令和7年度が27人となっております。

○**檜垣尚子委員** 次に、広域人事に加えて、道教委では、離島所在校における教育活動のより一層の活性化を図ることを目的として、平成30年度から離島に所在する公立小中学校への人事交流を実施していると聞いていますが、直近3年間の実施状況について伺います。

○**江川教職員課長** 離島所在校への人事交流についてであります。直近3年間の実施状況は、令和5年度が27人、令和6年度が29人、令和7年度が31人となっております。

○**檜垣尚子委員** 北海道小学校長会では、広域人事・離島人事交流で異動した教員や異動先及び異動元の校長を対象とした調査を行っているという聞いています。

令和7年度の調査結果の概要と、今後に向けた改善策としてどのような提言を行っているのか、伺います。

○**江川教職員課長** 小学校長会による調査の概要についてであります。本調査は、毎年5月1日現在の広域人事の対象者本人や所属校の校長等を対象とし、成果や課題についてアンケート調査を行っているものであり、その中で、参加者からは、視野が広がりキャリアアップにつながる、子どもとの関わり方や生徒指導の考え方など、環境が変わることで違う視点から考えるきつ

かけにもなった等の意見があったと承知しております。

また、改善策としまして、赴任先の地域の様子や住宅環境に関わる情報の共有を図り、生活面での不安を解消すること、広域人事経験者による一般教諭向けの研修会等を通して制度の理解を広げるための取組を行うこと、年数や対象地域の見直し、優遇措置などを明確にすることなどの提言がなされております。

○**檜垣尚子委員** 道教委としては、広域人事等の実施におけるこれまでの成果と課題についてどのように認識しているのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 教職員局長山下幹雄さん。

○**山下教職員局長** 成果と課題についてであります。広域人事を継続して行ってきたことにより、平均年齢の低い多くの管内では、制度開始前と比較し、中堅教員の割合が増加するなど、年齢構成のアンバランス解消に一定の改善が見られるほか、広域人事を経験した多くの教員が、異動先で得た貴重な経験を基に、戻った管内で新しい教育の在り方や考え方を広め、学校の中心的な役割を担っています。

一方、課題としては、地域の特性や学校風土の違いにより精神的負担が生じることに加え、広域人事の対象となる中堅教員の割合が減少傾向にあることが課題と考えています。

○**檜垣尚子委員** 依然として、管内ごとの教職員の平均年齢には管内間で差が見られます。全道的な教育水準の維持向上を図るためには、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、より多くの教員が参加しやすく、学校運営の活性化につながる効果的な運用を進めることが必要であると考えます。

道教委としては、今後、広域人事等についてどのように対応していくのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 教育部長猪口浩司さん。

○**猪口教育部長** 今後の対応についてであります。全道的な教育水準の向上や学校の活性化を進めるためには、教員の年齢や経験など各学校の教職員構成の適正化を図ることが重要と考えており、そのためには広域人事制度を推進していく必要があると考えているところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、異動後に教育局の職員が本人や校長などと面談を行い、教育活動の状況、悩みや不安の有無を把握するなどフォローアップに取り組むとともに、諸会議や研修、学校訪問時等の様々な機会を通じて、多くの教員に広域人事への意義や効果の普及に努め、さらには、年齢や対象地域を柔軟に対応するなど、広域人事の充実を図り、全道的な教職員構成の適正化に取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** この広域人事の取組で、教員のアンバランス解消に一定の改善があったとの答弁がありました。やはり、異動することによって、これまで経験したことのない取組に触れ、見える景色が変わってくるということはあると思います。ぜひ、多くの教職員の方々に経験していただきたいと思いますので、なるべく多くの現場の教員にもこの広域人事を浸透させていっていただきたいと思います。

次に、教頭人事について伺います。

【第2分科会 12月9日 第4号】

学校が抱える様々な課題に対し、組織全体での対応が求められている中で、教頭は、校長を補佐し、学校経営を円滑に進める上で重要な役割を担っていると考えます。一方で、教職員の中で最も多忙で、時間外在校等勤務時間も他の職種より長く、また、昇任となる年齢が子どもの進学や家族の介護などの時期に重なる場合も多く、特に、高校や特別支援学校では全道の学校が対象であり、新任地は遠隔となる事例も多いことなどから、教頭希望者の確保が難しくなっていると聞いています。女性管理職の割合も依然として低くなっています。そこで、以下、伺います。

教頭昇任候補者選考の受検倍率について、直近3年間でどのように推移しているのか、学校種別ごとに伺います。また、女性の受検者数とその割合についても併せて伺います。

○江川教職員課長 教頭昇任選考の受検倍率等についてであります。小学校は、令和5年度が1.2倍、6年度が1.1倍、7年度が1.1倍、中学校は、令和5年度が1.2倍、6年度が1.1倍、7年度は1.1倍、高等学校は、令和5年度が1.3倍、6年度が1.3倍、7年度が1.1倍、特別支援学校は、令和5年度が1.3倍、6年度が1.6倍、7年度が1.7倍となっております。

次に、女性の受検者とその割合につきましては、小学校は、令和5年度が27名で全受検者の20%、6年度が23名で22%、7年度が17名で19%、中学校は、令和5年度が13名で全受検者の15%、6年度が8名で11%、7年度が8名で11%、高等学校は、令和5年度が6名で全受検者の14%、6年度が3名で7%、7年度が7名で15%、特別支援学校は、令和5年度が1名で全受検者の8%、6年度が7名で39%、7年度が6名で35%となっております。

○檜垣尚子委員 教頭の多忙化の改善に向けて、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○江川教職員課長 教頭の業務負担軽減についてであります。学校内外の様々な活動で中心的な役割を担う教頭は、多くの学校で多忙な状況が常態化しておりますことから、各種調査の廃止や簡素化に加え、学校の組織運営に関し指導助言を行うとともに、副校長・教頭マネジメント支援員を一部の学校に配置するなど、教頭の業務負担軽減に向けた取組を進めてきたところであります。

○檜垣尚子委員 教頭昇任によって、教員との給与上の処遇はどのように改善されているのか伺うとともに、管理職手当の改善を求める声があると聞いていますが、道教委の見解について併せて伺います。

○小泉真志副委員長 教職員事務課長杉島美穂さん。

○杉島教職員事務課長 教頭の処遇改善についてであります。教頭昇任時における給与の増加額は、道立学校の昇任者の平均年齢である49歳で昇任した場合で試算すると、管理職手当の支給、給料月額引上げ、それに伴う期末勤勉手当の増加により、教諭に比べ、年間86万円程度給与が増加します。また、今回の給特法の改正に伴う教職調整額の段階的な引上げに合わせ、教頭の給料月額も加算となります。

道教委としては、管理職の職務と職責の重要性を踏まえ、学校教育を担う有為な人材を持続的に確保していく観点から、管理職の処遇改善に向け、他都府県の状況を把握するとともに、国に

強く要望してまいります。

○**檜垣尚子委員** 教頭の異動に当たって、子どもの通学や家族の介護等の個々の事情に配慮することが不可欠と考えますが、これまでどのように対応しているのか、伺います。

○**江川教職員課長** 教頭の異動についてであります。子育てや介護等の事情がある教員の教頭への昇任及び異動に当たっては、通勤圏内の学校への配置や配偶者の勤務地に配慮することとし、その旨を各教育局や各道立学校に通知するとともに、各種会議等におきましても周知徹底を図っております。

また、道立学校におきましては、各管内の異動状況を踏まえつつ、希望管内での昇任を認める取扱いを行っており、今後、全道一円で異動する者との公平性の確保や地域との連携への対応などの観点から検証を行い、より多くの教頭候補者の確保につながる人事配置の検討を行ってまいります。

○**檜垣尚子委員** 教頭候補者の確保に向けて様々な取組を行っているにもかかわらず、依然として受検倍率が低い水準で推移していますが、道教委としては、その要因についてどのように認識しており、今年度はどのように対応しているのか、伺います。

○**山下教職員局長** 受検状況などについてであります。受検倍率低下の要因としては、教頭の業務負担、その職責の重さや広範多岐にわたる業務対応の困難性のほか、教員のライフスタイルにおける価値観の変化や多様化があると認識しております。

道教委としましては、今年度、受検者確保に向け、家庭環境による事情や本人の健康状況を考慮した地域への配置など人事上の配慮の方針を示すこと、キャリアアップへの意識の醸成やスキルアップを図るためのミドルリーダー研修会の開催などの取組を行っているところです。

今後、受検倍率の上昇に向けて、市町村教委や校長会等を構成員とする人事推進会議等を活用し、新たに現在の取組の検証を行うとともに、ミドルリーダー研修会出席者のアンケートなども参考に、取組のさらなる改善に努めてまいります。

○**檜垣尚子委員** ミドルリーダー研修会に参加した方々同士の交流は、非常に重要です。また、受検倍率低下の要因を探る際には、教員の声を直接聞くことで、より具体的な課題や背景が明らかになると考えますので、ぜひ積極的に進めていただきますよう求めておきます。

次に、今後の取組についてですが、教頭が不足することは、学校運営への影響のみならず、将来の校長の人材確保に影響することも懸念されます。これまで以上に対策を強化することが必要と考えますが、教頭昇任候補者の確保に向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 教育長中島俊明さん。

○**中島教育長** 今後の取組についてであります。特色ある教育活動を展開し、信頼される学校づくりを進めるためには、自らの教育理念を持ち、教員等のリーダーとしての使命感、責任感を有する人材を教頭として配置することが重要でございます。

道教委としましては、これまで、教頭候補者の確保に向け、業務負担の軽減や人事上の配慮のほか、職務の魅力の周知などに取り組んでまいりましたが、今後、各種調査や業務の役割分

【第2分科会 12月9日 第4号】

担の見直しによるさらなる業務負担の軽減、教員の学校運営の参画促進や若手教員の意識啓発などによる管理職志向の醸成、管理職を目指す者の大規模校への配置検討や家庭の事情の勘案など人事上の配慮に係る周知徹底、さらには、管理職の処遇改善に向けて国に強く要望していくなど、市町村教育委員会や校長会等と連携し、教頭候補者の確保に向け、様々な取組を総合的に進めてまいります。

○**檜垣尚子委員** 私も、関わったPTA活動を通じて、教頭や副校長が非常に多忙な状況であることを実感しました。お声をかけたり、相談することさえためられるほどの忙しさでした。管理職志向の醸成や意識啓発も重要ですが、それ以前に、業務負担の軽減など、業務の仕組みそのものの改善が不可欠だと考えます。人事異動や処遇改善も含め、総合的かつ抜本的な改革を早急に講ずるよう強く要望いたします。

次に、ヒグマ出没時の学校の安全対策についてです。

本年7月に福島町でヒグマによる大変痛ましい人身事故が発生したことから、本年8月5日の文教委員会で、我が会派同僚議員から学校における安全対策について伺い、道教委からは、今後、早急にヒグマが出没した際の学校の対応例を作成し、指導助言を行うなど、各学校の安全対策の徹底に取り組む旨の答弁がありました。そこで、以下、ヒグマ出没時の学校の安全対策の取組状況などについて伺います。

道教委では、ヒグマ出没時の学校の対応例を作成し、本年8月に市町村教育委員会や学校に通知したものと承知していますが、対応例の主な内容について伺います。

○**小泉真志副委員長** 生徒指導・学校安全課長森田靖史さん。

○**森田生徒指導・学校安全課長** ヒグマ出没時の対応例についてであります。道教委では、危機管理の手引において、学校付近でヒグマの目撃情報があった場合を想定し、学校は、市町村関係部局など関係機関と連携を図り、正確な情報を把握すること、登校前に目撃情報があった場合は、臨時休業やオンライン授業などの対応を含めて、保護者に迅速に連絡すること、児童生徒が在校中に目撃情報があった場合は、屋外での活動を中止し、下校時は保護者に直接引き渡すことなどの対応例を示しました。

○**檜垣尚子委員** 次に、道内では、今年度、道からのヒグマ警報や注意報が相次いで発出されており、特に、こうした地域の学校の安全対策に万全を期すことが必要ですが、道教委では、ヒグマ警報等の対象地域内の学校の安全対策をどのように把握し、どのように指導してきたのか、伺います。

○**森田生徒指導・学校安全課長** 学校の安全対策についてであります。道教委では、ヒグマ警報や注意報が発出された場合、直ちに、警報等が発出された地域内に所在する市町村教育委員会や学校に対して、ヒグマによる人身事故の防止対策に万全を期すよう働きかけるとともに、域内の全ての公立学校、計86校における登下校時や放課後、部活動を含めた教育活動時における安全確保の取組や、関係機関との連携の状況などを随時把握しています。

また、把握した各学校の取組内容を確認し、児童生徒の安全確保に向けたさらなる対策が考え

られる場合は、市町村教育委員会や学校に対して、屋外活動の中止の検討など、必要な対策を行うよう指導助言してきたところです。

**○檜垣尚子委員** 全国各地で熊の被害が発生し、国民の安全、安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、国においては、11月にクマ被害対策パッケージを策定し、関係省庁が緊密に連携し、様々な取組を進めているところです。冬季を迎え、冬眠に入るヒグマが多いと考えられますが、引き続き、ヒグマの出没が続いたり、来春以降もヒグマの出没が多発したりする可能性があります。

道教委として、今後、ヒグマ出没時の学校の安全対策にどのように取り組んでいくのか、伺います。

**○小泉真志副委員長** 生徒指導・学校安全担当局長泉野将司さん。

**○泉野生徒指導・学校安全担当局長** 今後の取組についてでございますが、道内各地におきまして、市街地や住宅地等の人の生活圏までヒグマが出没している状況にあり、また、近年は冬眠しない熊も確認されていることを踏まえまして、各学校では、登下校時や屋外での活動等において、通年で児童生徒の安全対策に万全を期すことが重要でございます。

道教委といたしましては、引き続き、環境生活部と連携を図り、市町村教育委員会等に対する迅速な情報提供を行うとともに、各学校に対しまして、危機管理の手引に、ヒグマ出没時の対応例としてお示しをいたしました、児童生徒の安全確保対策の徹底について指導助言してまいります。

また、今後、校長やPTA等の会議、道教委の広報紙、SNSを通じた注意喚起や安全対策に関する事例の周知のほか、学校や教育委員会、関係機関等を対象に各管内で開催してございます学校安全推進会議におきまして、ヒグマ出没時の対応に関する内容を扱うなどいたしまして、各学校における安全対策が一層徹底されるよう取り組んでまいります。

**○檜垣尚子委員** 妹家族が平取町に住んでいるのですが、秋口、ヒグマの出没があり、小学生の子どもの送迎が必要となりました。仕事との両立は大変ですが、万が一、ヒグマと遭遇した場合は子どもの安全が最優先ですので、やむを得ない対応だとのことでした。これを聞いて、特に、出没時には、子どもたちを含めて、学校、保護者、地域が迅速に情報を共有することが重要と感じました。これから冬を迎えますが、冬眠しない熊もいるとのことですので、引き続き、安全対策の徹底をお願いいたします。

次に、高校教育の充実についてです。

今後も道内の中学校卒業生数の減少が見込まれる中、道教委が本年5月から6月にかけて道内の中学生とその保護者を対象に実施した高校の授業料無償化に関するアンケート結果を見ますと、高校授業料無償化に伴う公立高校から私立高校への進路希望の変化も想定され、公立高校の入学者が減少することが避けられない状況にあることから、地域創生の観点からも魅力ある高校づくりを進めていく必要があると考えます。

さきの第3回定例会における我が会派の代表質問に対し、道教委からは、高校管理職員向け研

【第2分科会 12月9日 第4号】

修会を開催したこと、また、今後、小規模校等に地元の関係者などを構成員とする会議体を立ち上げること、さらに、魅力創出や情報発信に取り組むほか、高校の特色を分かりやすく発信するウェブサイトを開設するなど、活力と魅力ある高校づくりに取り組む旨の答弁がありましたので、その取組状況について、以下、伺います。

地域との連携協働により、魅力化を進めるための高校管理職員向け研修会を実施したとのことですが、その実施状況や参加者からはどのような声が上がったのか、伺います。

○小泉真志副委員長 高校改革推進室長小倉賢治さん。

○小倉高校改革推進室長 高校管理職員の研修会についてであります。本研修会は、道立高校の管理職員及び市町村職員などを対象に、コミュニティースクールを活用した学校の活性化や地域と連携協働した高校の魅力向上に取り組んでいる道立高校の校長を講師として、8月中旬にオンラインにより開催し、100名を超える参加者があったものです。

研修参加者を対象としたアンケートでは、育てたい生徒像を地域と共有しながら、魅力ある学校づくりを進めていくための学校運営協議会の在り方について大きな示唆を得られた、高校の魅力化に向け、地域とのつながりをどのように深めていくか知ることができ、大変有意義だったなどの声がありました。

○檜垣尚子委員 高校の特色を広く周知するため、小規模校等では新たに高校魅力創出委員会をそれぞれ立ち上げたと聞いていますが、主にどのような方が委員会の構成員となっているのか、また、各委員会では具体的にどのような取組を行う予定となっており、道教委としてはどのように支援していく考えなのか、伺います。

○小倉高校改革推進室長 高校魅力創出委員会についてであります。11月中旬に地域連携校など37校の道立高校でそれぞれ立ち上げた本委員会では、構成員として、校長など学校職員やPTAのほか、卒業生、市町村職員、商工会などの学校関係者や、地域とつながりがあり高校への愛着が深い方々に参画いただき、地域イベントへの参加や地元新聞への連載の検討など、話し合いがスタートしている学校もあるところです。

今後、それぞれの委員会において多様な視点からアイデアをいただきながら取組を進めることとなりますが、学校と地域が共同で企画する学校PR動画の作成、学校の公式SNSなどによる学校PR記事の発信などが予定されており、道教委としては、各学校が互いの取組を共有できる環境を整えますとともに、教育局職員等が本委員会に参加するなどして取組の活性化を支援してまいります。

○檜垣尚子委員 関係者や地域を巻き込んで学校を活性化する取組は、学校をより身近に感じてもらえる上で非常に有望だと考えます。こうした活動を継続していくためにも、各学校の魅力創出委員会同士での情報共有を一層充実させていただきたいと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

高校の特色を分かりやすく発信するウェブサイトを開設するとのことでしたが、具体的にどのような内容となっているのか、伺います。

○小倉高校改革推進室長 道立高校の特色を発信するウェブサイトについてであります。道教委では、公式ソーシャルメディアにより、中学生及び保護者等に向けて、道立高校の特色、魅力を発信するための道立高校魅力発信サイトを11月中旬に開設したところです。

このサイトでは、中学生の多様な学習ニーズに対応した各学校・学科の教育活動や、進学、就職等の進路希望の実現に向けた支援など、道立高校の特色、魅力を分かりやすくまとめた資料のほか、各学校における授業、学校行事、部活動などの日常の様子や、地域や企業等と連携した地域活性化のための企画や商品開発等、特色ある教育活動を紹介するページなどを掲載し、随時更新しているところであり、引き続き、中学生や保護者の声を伺いながら内容の充実を図ってまいります。

○檜垣尚子委員 道立高校魅力発信サイトが開設されたとのことで、私も早速拝見いたしました。スマートフォンからも見やすく、各道立高校の取組がすぐに検索できるなど、これまでにない画期的な内容だと感じています。ページは、随時更新されるとの御答弁もありました。サイトをつくるだけでなく、情報発信が継続的に行われるようお願いいたします。

今後の取組についてですが、高校の授業料無償化により中学生の進路の選択肢が広がる中、専門高校も含め、生徒が、自分の興味、関心、多様な進路希望に合った高校に進学することができるよう、道立高校の魅力を高め、情報発信する取組は継続的に行っていく必要があると考えますが、道教委としては今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 学校教育監川端香代子さん。

○川端学校教育監 今後の取組についてであります。高校の授業料無償化に伴い、中学生の進路選択幅が広がるのが想定されますことから、中学生の興味、関心や多様な学習ニーズ、中学校における進路指導に応えることができるよう、道立高校の魅力化や情報発信は今後さらに重要になると認識しております。

道教委といたしましては、多様なタイプの学科の特性を生かした教育課程の充実のほか、専門高校における産業界等との連携による新たな技術への対応、地域課題の解決に向けた探究学習といった地域とつながる高校づくりなど、特色ある教育活動を一層推進しますとともに、各学校の特色や魅力について、今般開設したウェブサイトの充実に加え、学校ごとの情報発信を強化するなど、中学生から選ばれる魅力ある高校づくりと情報発信に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 来春からは、高校の授業料無償化も始まります。ぜひ、多くの方に選ばれる道立高校となることを願っています。

次に、この魅力発信サイトにもバナーが掲載されていましたがT－b a s eについて質問させていただきます。

道教委では、小規模校や離島にある高等学校においても、大学等の進路希望や習熟度別学習に対応した教科、科目の開設が可能となるよう、遠隔授業の配信機能を集中化した北海道高等学校遠隔授業配信センター「T－b a s e」を開設し、遠隔授業の取組を展開しています。

T－b a s eの今後の在り方に関し、昨年第4回定例会予算特別委員会において、道教委か

【第2分科会 12月9日 第4号】

らは、令和7年度中を目途に遠隔授業の成果と課題などを検証するとともに、今後の配信の見通しや、施設設備などに関し、必要な調査検討を行い、遠隔授業のさらなる充実に努める旨の答弁がありました。現在の検討状況等について、以下、伺います。

まず、T－b a s eから各学校への配信状況や規模、今年度新たに配信を開始した教科、科目、さらに、進路実績について伺います。

○小倉高校改革推進室長 配信状況等についてであります。今年度のT－b a s eによる授業配信は、開設した令和3年度と比べ、受信校数は5校増えて32校、受講生徒数は382名増えて、延べ952名であり、配信教科・科目数は、今年度新たに家庭科の家庭基礎を加え、9教科30科目となっております。

また、進路実績については、受信校の本年3月卒業者で、在学中に1科目以上の遠隔授業を受講した359名のうち、大学へ進学した者は111名となっており、昨年度より38名増加しております。

○檜垣尚子委員 年々、配信規模が拡大しているとのことですが、遠隔授業ならではの難しさや苦勞もあると思います。

小規模校の生徒に質の高い授業をより多く提供するために、課題の明確化とその対応を考えていく必要があると考えますが、これまでの取組で明らかになっている課題とその対応について伺います。

○小倉高校改革推進室長 課題とその対応についてであります。遠隔授業では、配信側の教員が生徒の学習状況をきめ細かく把握しながら指導することが対面での授業よりも難しく、特に、複数校への同時配信の場合にその傾向が顕著となりますことから、大型モニターの設置により受信校の教室全体の様子を把握したり、アプリケーションの導入により、生徒一人一人の考えなどを一覽で確認できるようにしたりするなどの対応を行っております。

また、複数の高校を対象とする合同授業においては、時間割の調整や、受信校ごとに異なる成績処理に係る事務作業などへの対応が必要となりますことから、可能な範囲で受信校の教育課程に関する取扱いを共通化することについて検討を進めております。

○檜垣尚子委員 教員数が限られる小規模校であっても、地元で学びながら大学進学等を実現できる環境を整備するとの趣旨で設置されたT－b a s eがスタートして5年目を迎えていますが、遠隔授業の導入により、地元の中学生が地元の高校で学ぶという状況が生まれてきているのか、伺います。

○小倉高校改革推進室長 受信校の入学者の状況についてであります。受信校32校のうち、所在する市町の中学生が地元の高校に入学した割合について、遠隔授業配信を導入する前年度と直近の入学年度を比べたところ、増加した学校は17校であり、過半数を占めております。

また、受信校の生徒を対象に行ったアンケートにおきまして、T－b a s eからの配信授業があることが、地域の中学生にとって高校を選ぶ理由の一つになると思うと回答した生徒が6割を超えるなど、地元の中学生が地元の高校で学ぶ環境が整えられてきていると認識しております。

○**檜垣尚子委員** 小規模校における地元進学率の向上に一定程度寄与することが期待できるのであれば、現在の受信校である地域連携校と離島の道立高校以外にも配信を拡大することは、地域創生の観点からも有効だと考えられます。

来年度から地域連携校が3校増えますが、今後の配信拡大の見通しについて伺います。

また、今後、配信対象の高校が増加すれば、教員の増員により現在の施設が手狭になることが想定されますが、配信スペースの確保についてどのように考えているのか、併せて伺います。

○**小泉真志副委員長** 高校改革推進担当局長奥寺正史さん。

○**奥寺高校改革推進担当局長** 今後の見通しについてであります。道教委では、現在、地域連携校と離島の高校を対象とする遠隔授業や、1学年2学級以下の高校を対象とする進学講習などについてT-b-a-s-eからの配信を行っておりますが、中学校卒業生数の減少などにより、今後、対象となる学校が増加することも考えられるところです。

T-b-a-s-eは、これまでも、地域連携校等の増加に伴い、設置場所である有朋高校の空き教室などを活用いたしまして配信スペースを拡充してきたところでございますが、さらなる配信先の増加に対応するためには、将来を見据えた配信体制の在り方について検討を進める必要があると考えております。

○**檜垣尚子委員** 昨年の第4回定例会での質問では、令和7年度中に成果と課題を検証することでしたが、これまでの検討状況と、年度末に向けてどのように検討を進めていくのか、伺います。

また、道教委としては、今後、どの地域においても生徒が自ら可能性を最大限伸ばすことができるよう、遠隔授業の充実に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**中島教育長** 今後の取組についてであります。道教委では、令和6年12月、庁内に、T-b-a-s-eに係る在り方検討会議を立ち上げ、これまでに5回の会議を開催するなどいたしまして遠隔授業の成果と課題などについて検証を進めており、受信校の生徒からは、学びへの関心が高まった、学力が身についたなどの声を聞いております。

現在、国におきましても、少子化が加速する地域における高校教育の在り方として、遠隔授業の活用を推進することとしており、こうした国の動向を見据えつつ、各学校における配信ニーズを把握しながら、遠隔授業や進学講習の配信対象や配信体制も含めて、T-b-a-s-eの今後の方向性について検討していくこととしております。

道教委といたしましては、検証結果を年度末までに取りまとめますとともに、広域分散型の本道に適した教育環境の実現に向け、指導方法の工夫改善など遠隔授業のさらなる質的向上や、今後のニーズへの対応など、持続的な授業配信の体制づくりに取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 全国の中でも先端に行くT-b-a-s-eは、今後、児童生徒数や教員数の減少が見込まれる中で、ますます有効活用されることが期待されます。配信対象となる学校も、今後増加していくと考えられます。将来的には中学校への導入も視野に入れ、どのように運用していくかを検討していただきたいと思っております。また、子どもたち自身から課題や意見を直接聞く場を設

【第2分科会 12月9日 第4号】

けていただけると、よりよい改善につながると考えます。今後とも、一層の充実に向けてよろしくお願いいたします。

次に、日本語指導が必要な児童生徒への教育についてです。

全国的に外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が増加し、各地へ広がるとともに、児童生徒の生活、学習背景も多様化しています。道内においても、日本語指導を必要とする児童生徒数は年々増加するとともに、使用する言語も多様化しており、国籍や文化的背景の異なる児童生徒一人一人の実態に応じた日本語指導を含む教育の充実をより一層図ることが重要であると考えます。

道教委では、これまでも日本語指導が必要な児童生徒の支援に向けて取り組んでいますが、本道における現状や今後の対応等について、以下、伺います。

初めに、令和6年度における本道の日本語指導が必要な児童生徒の校種別在籍人数や在籍する市町村数について、令和5年度と比較しどのようなになっているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 義務教育課長田口範人さん。

○田口義務教育課長 日本語指導が必要な児童生徒の状況についてであります。令和6年度の札幌市を除く道内の公立小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年度と比べ、小学校が31人増の146人、中学校が20人増の64人、高等学校が2人増の15人、義務教育学校が2人減の28人、特別支援学校が増減なしの6人であり、合計では51人増の259人となっております。

また、在籍している市町村数は、小中学校及び義務教育学校では、令和5年度の41市町村と比較し、8市町村増の49市町村となっております。

○檜垣尚子委員 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校においては、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行う体制整備が必要であると考えますが、道教委では、受入れ体制の整備に向け、今年度、どのような取組や支援を行っているのか、伺います。

○田口義務教育課長 受入れ体制の整備等についてであります。道教委では、日本語指導が必要な児童生徒への支援体制構築を目的として実施している帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業において、本年度は、11月末現在、日本語指導担当教員等の指導力向上を図る協議会を2回開催したほか、22件の初期指導などについての教職員対象の相談支援、26件の携帯型通訳デバイスの貸出しなどの支援を行っております。

また、今月、ボランティアの方や教育委員会職員等を対象とした地域別連絡協議会を開催し、新たに受入れ体制の整備や初期指導の実践事例の共有などを行うこととしております。

○檜垣尚子委員 昨年の第4回定例会では、モデル校の指定を求め、道教委から、日本語指導の実践研究校を指定するとの答弁がありました。

今年度から実践校事業として取り組んでいると聞いておりますが、実践校事業の事業内容と今年度の成果について伺います。

○田口義務教育課長 実践校事業についてであります。本事業は、日本語指導が必要な児童生

徒の受入れ体制整備や日本語指導の充実を図ることを目的としており、今年度は、浦河町の小学校と当別町の義務教育学校を実践校として実施しております。

実践校では、有識者からの指導助言を受けながら、それぞれの地域の実情に応じた受入れ体制の整備を進めるほか、他県先進地域の実践を参考に日本語指導の授業づくりや教材の工夫などに取り組んでおり、実践校からは、一人一人の実態に応じた学習環境の工夫が大切であることが分かった、教科指導の中で行う日本語指導について理解が深まったなどの声が寄せられております。

○**檜垣尚子委員** 日本語指導が必要な児童生徒については、高校や大学への進学や就職に課題があると伺っています。

道教委としては、どのように支援に取り組んでいるのか、伺います。

○**小泉真志副委員長** 高校教育課長高田安利さん。

○**高田高校教育課長** 進学などへのキャリア支援についてでございますが、道教委では、道内の学校で学ぶ外国人の子ども一人一人の実態に応じた系統的かつ計画的なキャリア教育や相談支援が行われますよう、中学校に対しましては、日本語指導を必要とする生徒への進路指導の留意点などを示した指導資料をウェブページに掲載し、各学校での活用を促すとともに、入学者選抜における生徒の実態に応じた特別な配慮の仕方について助言しております。

また、高等学校に対しましては、特別の教育課程を編成して日本語指導等を行う高校に、帰国・外国人生徒等教育推進講師を配置し、生徒の実態に応じた指導を行うほか、希望する高校へ大学教授等の有識者を派遣し、卒業後の進路希望に応じた生徒との相談の機会を設けますとともに、効果的な日本語指導の方法や保護者との関わり方等について学校に助言を行うなど、日本語指導が必要な生徒の進路実現に向けた支援に取り組んでおります。

○**檜垣尚子委員** 日本語指導が必要な児童生徒の増加が今後も見込まれます。広域な本道において、どの地域においても受入れ体制の整備や日本語指導の充実が求められると考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**川端学校教育監** 今後の取組についてであります。日本語指導が必要な児童生徒が年々増加し、母語も多様化する中、道内の各地域において、子どもたち一人一人が適切な指導や支援の下で日本における生活の基礎を身につけ、能力を伸ばすことのできる環境の整備が一層重要であります。

道教委といたしましては、今後も、受入れ体制の整備や初期指導について検討を行う協議会の充実を図りますとともに、児童生徒が在籍する学校に対して相談支援の活用を働きかけるほか、実践校事業の取組の成果を取りまとめた指導資料を作成し、全道に広く周知するなど、広域な本道において日本語指導が必要な児童生徒への教育のさらなる充実が図られますよう取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 状況をお聞きしていると、学年を問わず日本語指導が必要な児童生徒が増加傾向にありますが、今年度は実践校事業の取組が始まったり、そして、今月からは、教育委員会職

【第2分科会 12月9日 第4号】

員等やボランティアの方々による指導や事例共有が新たに始まるなど、着実に取組が前進していると感じています。

多様な国籍や年齢の子どもたちへの対応は容易ではありませんが、日本で生活する上で、周囲との円滑なコミュニケーション手段として、日本語習得は不可欠です。今後も、子どもたちが安心して学べる環境づくりと受入れ体制の充実を引き続きお願い申し上げます。

次に、休み方改革についてです。

全国知事会では、令和4年11月に、休み方改革プロジェクトチームを設置し、北海道を含む39都道府県の参加の下、休み方改革の方向性として、国民全体の余暇満足度の向上、ワーク・ライフ・バランスの充実などを掲げていると承知しています。

本道においても、休み方改革を議論する上で、親が子どもと一緒に過ごせる環境や仕組みづくりが余暇満足度の向上につながると考えますが、愛知県から始まった休み方改革の取組の一つであるラーケーションについて、以下、道教委の対応などを伺います。

初めに、徐々にではありますが、全国的に導入している自治体が増えていると聞くラーケーションについて、制度の概要について伺います。

○小泉真志副委員長 教育政策課長出分日向子さん。

○出分教育政策課長 ラーケーションについてであります。いわゆるラーケーションとは、愛知県が、令和5年9月、休み方改革の取組の一つとして初めて導入しており、学習を意味するラーニングと休暇を意味するバケーションを組み合わせる名づけられたものです。

全国では、令和7年9月時点で8県15市町村が実施し、自治体によって差異はあるものの、保護者の休暇に合わせて、子どもが年に2日から5日を上限として平日に学校を休むことができる、国の通知を基に、教育上、特に必要な場合で、校長が出席をしなくてもよいと認めた場合を用いて欠席扱いとはしない、受けられない授業内容は、原則、家庭で補うこととするなどの取組が行われておまして、学校の学びだけではなく、校外に目を向けることで、自然に触れる体験の増加や地域の魅力の再発見など、ふだんできない体験ができる機会の創出につながるとされております。

○檜垣尚子委員 全国的に見ると、導入している自治体はまだ少ないものの、導入をして1年が経過する自治体なども既にあることから、成果や課題が蓄積されているものと考えます。

そうした中、道教委では、ラーケーションについて先行自治体の調査を行っていると思っておりますが、その調査結果について伺います。

○出分教育政策課長 先行自治体の調査についてであります。このたび、導入後1年を経過している愛知県、茨城県、山口県の3自治体に対し、10月から11月にかけて、ヒアリングを実施したところでございます。

聞き取りの結果、家庭で体験的活動を行う後押しになった、家族の時間が増え、学校生活への前向きな気持ちにつながったなど、保護者からはおおむね好評だったとの意見が聞かれた一方で、導入当初に上がった学校現場の声として、当日受けられない授業内容を家庭で補うため、学

習の遅れが生じる可能性があることや、単に遊びになるのではないかという不安、ラーケーションの趣旨にふさわしい体験か、学校としての判断が難しい場合があること、また、学校や市町村教委への制度の丁寧な説明の必要性などの課題もあったことを確認いたしました。

○**檜垣尚子委員** 道では、今年、事業者や学校等を対象に休み方改革に関するアンケートを実施したと聞いていますが、道教委では、その結果からラーケーションの課題をどのように認識しているのか、伺います。

○**高田高校教育課長** ラーケーションの課題についてでございますが、道経済部が実施したアンケートでは、ラーケーションについて、家族の時間が充実することや子どもの体験学習の機会が増加することなどのメリットが挙げられていた一方、家庭環境等の違いによって生じる活用の格差や学習の遅れなどがデメリットとして挙げられていたと承知しております。

道教委といたしましては、ラーケーションを実施する場合は、アンケート結果や先行実施しております自治体へのヒアリングなどから、保護者の方々が有給休暇を取得しやすい環境づくりが不可欠であること、制度を活用できる子どもとできない子どもが混在し、公平性に欠けることがないこと、子どもの学習保障に伴う教職員の新たな負担が発生しないことなどへの配慮が必要であると考えております。

○**檜垣尚子委員** ラーケーションを導入するに当たっては、家族の時間の充実、学校外での体験や学びといった効果が期待される一方で、児童生徒の学習の遅れや、地域や学校、家庭間で差が生ずることを懸念する声もあると伺いましたが、関係者の理解を得ながら、休み改革と連動し、進めていく必要があると考えます。

今後、道教委としてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

○**川端学校教育監** 今後の取組についてであります。ラーケーションは、自然に触れる体験や文化に関する活動など、ふだん、学校の学びだけでは得られない貴重な直接体験の機会となるものと認識しております。

一方で、導入に当たっては、保護者の方々の有給休暇取得の促進や多様な活動機会の確保など、休み方改革が社会に広く認知されることが不可欠でありまして、各地域の実情に応じた環境整備が必要であると考えております。

このため、道教委といたしましては、引き続き、ラーケーションの効果とともに、実施に係る体験活動等の承認方法や学習の遅れへの対応などの課題を分析、整理しながら、先行実施している他県等の取組や、校長会、PTA等の関係団体の御意見を参考にするなど、知事部局と連携して本道におけるラーケーションの在り方を研究してまいります。

○**檜垣尚子委員** ラーケーションは、まだ社会全体への浸透には時間を要するかもしれませんが、親世代の休暇や働き方が多様化する中で、徐々に受け入れられていくものと考えます。

学力に不安を感じる子どもは休みを控えるかもしれませんが、家族との時間を大切にしたい子どもは積極的に休暇を選択すると思います。選択肢が増えることは、日々の生活に新たな気づきや考える機会をもたらすものです。今後は、先行自治体の課題を丁寧に分析、整理し、北海道ら

【第2分科会 12月9日 第4号】

しいラーケーションの導入につなげていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○小泉真志副委員長 檜垣委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二さん。

○白川祥二委員 私から数点伺いますけれども、まず初めに、道立青少年教育施設の今後の在り方についてです。

平成21年に道立青少年教育施設の基本的な考え方を示し、15年が経過したことから、「道立青少年教育施設の今後の在り方」として取りまとめています。本道の子どもたちを取り巻く課題の多様化や児童生徒数の減少により、施設運営は難しさを増しております。そこで、以下、伺います。

初め、施設運営については、平成19年度から全ネイパルに指定管理者制度を導入していると承知していますが、指定管理者による施設運営についての道教委の評価を伺います。

○小泉真志副委員長 生涯学習推進局長齊藤順二さん。

○齊藤生涯学習推進局長 施設運営の評価についてであります。道教委では、指定管理施設に管理の目標を設定しており、令和6年度は、いずれの施設も宿泊室稼働率は目標値を下回ったものの、主催事業の参加者充足率、利用者満足度などの項目は、設定した指標を上回る実績値となっており、総合でA区分の「目標達成に向け努力が評価できる」となっております。

また、指定管理者におきましては、利用者アンケートによるニーズの把握や、職員研修等による職員の資質とサービスの質の向上に努めており、その結果、利用者満足度では、全ての施設で、建物や設備の清潔さと体験活動プログラムの項目で80%以上、職員の対応の項目で90%以上の満足度を得ており、道教委といたしましては、職員の専門性を生かした事業の積極的な展開や柔軟な施設運営の工夫に取り組んでいると考えております。

○白川祥二委員 今、局長から御答弁いただきましたけれども、利用者数については、直近の課題がありますから難しいかもしれませんが、評価としては、かなり満足度がアップされているということで、本当に高評価に受け止めました。これからはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

では、この利用状況について、6施設合計で、平成29年度には19万人を超える利用があり、令和5年度は、教育推進計画では18.9万人と設定しておりましたが、12.3万人の利用でありました。直近の6年では12.9万人と若干増えたものの、児童生徒数の減少やコロナ禍などの要因は考えられますが、この利用者数をどのように受け止めているのか、また、どのように対策を講じていくのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 社会教育課長伊藤博貴さん。

○伊藤社会教育課長 利用状況についてであります。ネイパルの6施設の利用者の総数は、近年、教育推進計画で定めた目標値の18万9000人を下回っており、令和2年には、コロナ禍の影響による青少年教育活動の停滞や宿泊研修の減少等により約6万5000人まで落ち込み、それ以降は

回復傾向が見られているものの、児童生徒数の減少に加え、価値観や生活様式の変化など様々な要因もあり、目標値には達しておらず、利用者の増加に向け、さらなる取組が必要と認識しております。

道教委といたしましては、より多くの子どもたちに体験活動の場を提供することが必要と考えており、これまでの取組に加え、学校教育以外の様々な世代への対応や、地域の教育活動と指導者育成への支援による社会の変化に対応した機能の強化、SNSを利用した情報発信など、指定管理者と連携協力しながら、さらなる利用促進に努めてまいります。

○白川祥二委員 まさしくコロナによって令和2年には約6万5000人まで落ち込んだということですが、昨年度はこの倍まで回復したということで、その評価のほうにもつながっているのではないかなというふうに思っております。

その在り方によると、道内には、国立青少年教育施設2施設、道立青少年教育施設6施設を含め、宿泊可能な青少年教育施設が合計44施設あると承知しております。どのような連携を図っているのか、伺います。

○伊藤社会教育課長 青少年教育施設の連携についてであります。国立、道立、市町村立などの施設で構成する北海道青少年教育施設協議会では、研究協議会を開催し、専門家の講演や体験活動の実践交流などを通じ、職員の資質向上と施設間の交流に取り組んでおります。

また、国立施設が先進的に取り組んできた、道内高校の生徒会役員が参加する高等学校生徒会フォーラムを、より多くの学校が参加できるようネイパルが引き継ぐとともに、国立施設における青少年の体験活動の効果に関する調査研究の結果をネイパルが活用するなど、本道の青少年教育の充実に一体となって取り組んでおります。

○白川祥二委員 本当にさらなる連携を強化していただきたいというふうに思っております。

近年、少子化やコロナ禍以降の集団生活の見直しなどにより道立青少年教育施設の利用が減少しておりますが、次代を担う子どもの育成には体験活動は不可欠であります。

道教委として、道立青少年教育施設の今後の在り方についてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 教育長中島俊明さん。

○中島教育長 今後の取組についてであります。子どもたちの体験活動の機会が減少し、青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小傾向にある中、体験活動は人づくりの原点であることを改めて確認し、青少年のリアルな体験を計画的、継続的に提供する体制を整えることが重要であると認識しております。

道教委といたしましては、道内の青少年教育施設と相互に連携協働しながら、施設外で行う自然体験や防災体験等のアウトリーチ型事業の実施や、指導者向けの研修により地域の人材育成に取り組むなど、施設の教育的価値をさらに高めますとともに、体験活動を核とした幅広い世代の生涯学習の推進拠点としての利用を促進するなど、より多くの道民の皆様にネイパルを活用していただけるよう取り組んでまいります。

○白川祥二委員 よろしくお願ひ申し上げます。

次に、空調設備整備について伺います。

道立学校の設備率がかなり低い、そのような状況で、まず初めに、市町村立学校の整備率の状況はどのようになっているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 施設課長角谷浩司さん。

○角谷施設課長 市町村立学校の整備率についてであります、昨年度末までに普通教室に空調設備を整備している市町村立学校は1520校中671校で、整備率は44.1%となっております。

○白川祥二委員 ちなみに、道立学校の整備率は何%でしたか。

○角谷施設課長 道立学校につきましては、特別支援学校が66校中26校で39.4%、中等教育学校を含む高等学校が190校中2校で1.1%となっております。

○白川祥二委員 本当に今のこの数字なのですよ。市町村立学校は44.1%、そして、道立学校は、特別養護学校とか、そういうところは39.4%と少し上がってきていますけれども、高校はたったの1.1%というような状態です。

そのことを受けて、空調設備については、道立学校においては特別支援学校を優先に整備が進められていると承知しておりますが、本年、第1回定例会の最終補正予算においても、平取養護学校ほか10校において整備する予算が計上されております。令和7年度は、道立学校大規模改造費として、前年度より30億円増額の97億円を計上し、拡充されております。同時に、空調設備も整備されていると存じますが、令和6年度で、空調設備整備を含め、大規模改造工事等を実施した学校数について伺います。

また、大規模改造は、築年数のほかにどのような選定理由で改修するのも伺います。

○角谷施設課長 大規模改造工事の学校数等についてでございますが、令和6年度に大規模改造工事等を実施した学校数は23校であり、そのうち、空調設備の整備を伴うものが5校、整備を伴わないものが18校となっております。

また、道教委では、施設の適正な保全のため、大規模改造工事や長寿命化改修工事を実施することとしており、築年数のほか、学校運営に支障を生じることがないように、施設設備の劣化状況などを勘案し、緊急性や優先度を考慮しながら対象校を選定しているところでございます。

○白川祥二委員 令和7年度は大規模改造工事の対象校が20校となっておりますが、今後、空調設備整備を含めた大規模改造工事を行うなど、暑さ対策として一日も早い学校の環境改善に努める必要があるとも考えますが、今年と同じ規模を維持し、整備していく考えなのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 総務政策局長伊賀治康さん。

○伊賀総務政策局長 今後の取組についてでございますが、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止をはじめ、快適な教育環境の整備は大変重要であり、これまで簡易型空調機器の整備や空調設備の整備に加え、長期休業期間の見直し等の暑さ対策を講じてきたところでございます。

道教委といたしましては、引き続き、特別支援学校への空調設備を優先的に進めるとともに、高校につきましては、大規模改造工事に合わせ計画的に整備するほか、できるだけ早期に整備できるように、全国都道府県教育委員会連合会等とも連携をし、国に対し補助制度の新設について要望してまいります。

○白川祥二委員 この課題については、もちろん、これは財源が大きく必要なのは十分承知しております。

ただ、やはり、北海道でこれだけ酷暑が続くとすると、それぞれの生徒方の学力向上もかなり厳しくなると思います。それから、先生方の働き方の問題も含めて。ですから、このことに対しては、しっかりと国に対し、もう一にも二にも早く整備していただくよう要望していただきたいというふうに思っております。

次に、免許外教科担任について、今年度、8校において適切な申請を行わずに担任していた事案が発覚していると承知しております。許可を得ずに行った免許外授業は、状況により単位が与えられない事象が想定され、生徒に対し大きな影響が考えられます。あってはならない事態であります。いずれも、校長や管理職が免許状の確認や申請を怠っていたとのことでありますが、取り返しのつかない事態に発展する可能性があります。

道教委として、あってはならない許可を得ずに行った免許外授業について、徹底を図っていながらも発生する状況について、どのように認識し、今後、未然防止の観点からどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 教職員局長山下幹雄さん。

○山下教職員局長 免許外教科担任についてであります。免許外教科担任は、中学校、高等学校等において、当該学校の普通免許状を有する教員に他の教科を担当させることを申請により特別に認める制度です。

4月に道立高等学校で適切な申請を行わずに免許外で教科担任を行っていたことが判明したことから、令和4年度から7年度までの間について調査したところ、同様の事案が合計8校であることが分かり、これまでも適正な運用がなされるよう指導を行ってきたにもかかわらず、事案が発生したことを重く受け止めております。

道教委としましては、再発防止に向け、教員一人一人の担当教科と所有免許状の内容を確認できるチェックシートを新たに作成し、全学校に共有したところであり、引き続き、管理職に対して当該チェックシートを活用した確認や、免外申請の留意事項の徹底などを進め、再発防止に取り組んでまいります。

○白川祥二委員 本当に再発防止にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、中学生のスポーツを取り巻く環境について伺います。

中学生のスポーツを取り巻く環境について、先般、道中体連は、令和9年度以降、全道大会のスケートやアイスホッケーなどの8競技を取りやめると公表しました。昨年度より、日本中学校体育連盟が、全国中学校体育大会の見直しを図るため、9競技について大会を実施しないことを

【第2分科会 12月9日 第4号】

受けて検討されてきたと承知しておりますが、代替大会も含め、中学生のスポーツの機会をしっかりと確保していく必要があると考えます。各競技連盟からも、代替大会開催のためには、運営スタッフや予算の確保が課題との話も伺っており、北海道を代表する冬季競技への影響は計り知れないと推察するところです。

道教委として、中学生のスポーツの機会を確保していく観点から、今後、各競技連盟が運営スタッフや予算を確保することができるよう、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○小泉真志副委員長 健康・体育課長国安隆さん。

○国安健康・体育課長 中学生のスポーツ環境についてであります。本年7月、道中体連は、令和9年度以降の全道大会について、水泳などの8競技については開催せず、競技団体に大会の開催を委ねることなどを公表したところであり、現在、各競技団体と令和9年度以降の代替大会の開催に向けて、運営面や財政面などの支援の在り方について協議を行っているものと承知しています。

道教委としては、中学校段階において目標となる大会が継続され、生徒が安心してそれぞれの競技に励むことができる機会が確保されることは重要であると考えており、引き続き、道中体連に対し、令和9年度以降の代替大会の開催に向けた8競技団体への支援策などについて確認や要請を行ってまいります。

○白川祥二委員 今日、冬季スポーツだとか、ちょっと競技人口が少ないかなというようなところなのですが、実は、私の孫は中学校でソフトボールをやっているのです。ところが、1チームもつukれないということで、僕の地元と岩見沢の学校が提携しながら行っています。ただ、その岩見沢も、もう一つの他の学校ともやっているということで、3校でやっていて、来年度は、一つの学校としてチーム編成できるよと。そうなったら、何か、どうも別々の大会に出なきゃならないとか、そんなようなことをちょっと伺ったものですから、今日はその話はなかなか時間がなくてできませんでしたが、次回にしっかりと、また、こういうことで、やはり、中学生のスポーツの在り方についても検討していきたいと思っています。

今日はありがとうございます。

○小泉真志副委員長 白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中司哲雄さん。

○中司哲雄委員 私からは、先ほどからそれぞれ詳しく学校教育などについても質問がありましたけれども、教育現場で、最近、過剰労働が問題となって、教員の確保にまで影響が及んでいるというふうなことを伺いまして、それを心配して、働き方改革をテーマにして質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、今の学校で教員がなぜ過剰労働と言われているほど忙しくなっているのか、このことについて教えてください。

○小泉真志副委員長 働き方改革担当課長内山史彦さん。

○内山働き方改革担当課長 教員の勤務実態についてであります。道教委が令和4年度に実施

した勤務実態調査では、授業以外の業務として、登校や挨拶など朝の指導や、給食、清掃、帰りの会などの生徒指導のほか、教材研究、成績処理などに時間を要している実態を把握しており、特に成績処理については負担を感じていることが見られるところです。

また、事務処理、保護者対応、PTA対応といった業務は、時間としては比較的短いものの、突発性や精神的負荷の大きさから負担に感じていることも明らかとなっております。

○中司哲雄委員 今の答弁を聞くと、忙しさというよりも負担ということのほうが大きいのかなというふうに伺いました。その忙しさに関連して、ある教育情報誌によりますと、学習指導要領が改訂をされて、教えるべき内容が高度化している、それから、これまでの授業時数では追いつかなくなっている、そんなことがある中で、1日6時限授業も必要とされており、加えて、タブレット化ですとかAIの採用などがあって、その使い方も教えなければならない、そうしたことで教員の負担が重くなっているというふうにありましたけれども、実際に、教育現場というのは、この関係がどのようになっているか、お伺いします。

○小泉真志副委員長 義務教育課長田口範人さん。

○田口義務教育課長 学校における教育課程の実施状況等についてであります。学習指導要領では、各教科等の指導に必要な時数を基礎として標準授業時数が示されておまして、平成10年と比べ、小学校ではおよそ70時間、中学校では35時間増加しているところです。

また、各学校では、児童生徒の実態等に応じ、例えば、情報活用能力などの学習の基盤となる資質、能力を育成していくことができるよう教育課程を編成するとともに、標準授業時数を踏まえ、教員の指導体制に見合った年間及び週当たりの授業時数を設定しております。

○中司哲雄委員 平成10年と比べてということは、25年ぐらいですか、そのぐらいの間に、小学校で70時間、中学校で35時間増加ということは、結構、これは大きな時間数だとも思うのですね。当然、それが負担にもなるというふうに思うのです。

最初の答弁にあった生活指導の関係なのですけれども、かなり以前から、昔は家庭で行われていた基本的な生活習慣ですとか道徳を身につけることを、子どもの個性を重視するとか、子どもの自由に任せるなどというような、家庭での教育が時代の移り変わりの中で変わってきていることですか、あるいは、家庭の教育力の低下というふうなことを言われるようなこともあって、全てが学校に求められているという部分も強くなっているのじゃないかというふうに私は思うのですね。

そうした中で、家庭との連携ですとか学校における生活指導というのはどのように行われているのか、そのことについて伺います。

○田口義務教育課長 基本的な生活習慣に関する指導等についてであります。基本的な生活習慣は、最も基礎的かつ日常的な行動の在り方であり、主として家庭で身につけることが望ましいものもありますが、学校教育においては、道徳科や特別活動において、例えば、身の回りの整理や挨拶、決まりを守ることなどの基本的な生活習慣を身につけ、節度ある生活を送ることなどについて指導するとともに、保護者と児童生徒と一緒に学び合う機会を工夫するなど、家庭での教

育と連携を図っております。

○中司哲雄委員 今の答弁で分かるように、昔は、それはもう家庭でしつけられてきて学校に来ているはずだったのが、学校で一緒に学び合うというようなことにならざるを得なくなってきたと、これは時代の移り変わりだというふうに思うのです。

家庭での教育との連携ということでありますけれども、人としての基本的な生活習慣ですとか、あるいは、道徳を身につけていない子どもに対応した場合、保護者が、何でそんな余計なことを言うのだというようなことで前面に出てくるといふ場合が多いといふふうに聞くのですけれども、スクールロイヤーも含めて、教員あるいは学校といふのはどのように対応しているのか、お伺いします。

○内山働き方改革担当課長 保護者への対応についてであります。道教委の調査によると、過去2年間で、全体のおよそ4割の学校において、担任に対する不満や生徒指導に関する苦情等があり、学校内で管理職員を中心に組織全体で対応するとともに、学校や市町村教育委員会は、必要に応じてスクールロイヤーに相談することとしております。

なお、過剰な苦情等への対応として、カスタマーハラスメント防止のガイドラインやマニュアルを作成し、本年5月に道立学校及び市町村教育委員会宛てに通知したところです。

○中司哲雄委員 通知だけではなかなか思うようにいかないのだろうといふふうには思うのですけれども、一番最初の答弁にあったように、特に精神的負荷の大きさということが教員の非常に重荷になっているのじゃないかということが言われていますし、私もそう思うところなのです。

これまで聞いてきたような様々な事象を見ると、教員の役割といふのは一体何なのだろうという疑問が出てくるのです。学校教育における教員の役割といふのは一体何かということを、改めて、おさらいじゃないですけれども、お伺いしたいと思います。

○小泉真志副委員長 教職員育成課長小寺善臣さん。

○小寺教職員育成課長 教員の役割についてであります。教員は、我が国の将来を担う子どもたちを育てるといふ重要な使命や責任の下、各教科の授業はもとより、学級活動や学校行事など学校生活の様々な場面での子どもたちとの全人的な触れ合いの中で、人格の完成を目指して、一人一人の子どもたちの可能性を引き出し、その成長を促していくという役割を担っております。

○中司哲雄委員 単に知識面だけじゃなくて、いろいろな役割を担っているといふことの答弁だといふふうに思います。

本来業務としての授業を通じて、子どもたちの知識の涵養ですとか人間形成を促していく、そういう役割があるといふことであります。ただ、いわゆるクレーム対応が、教員の精神的負担ですとか過剰労働を招いているといふことが、近年、教員の採用に当たって応募者の減少につながっているのではないかといふふうに推察しておりますけれども、このことについてはどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○小泉真志副委員長 教職員課長江川一雄さん。

○江川教職員課長 教職を目指す学生の進路選択についてであります。道教育大の学生を対象

としたアンケートでは、現在の教員志望者減少の原因の一つとして、苦情や不当な要求を行う保護者の増加といった声があるほか、国の中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」に報告のあったアンケート調査におきましても、教員志望を取りやめた理由として、要望や苦情への対応と回答した学生が一定数いると報告されており、道教委といたしましては、教職を目指す学生の進路選択に一定の影響を与えているものと受け止めております。

○中司哲雄委員 それの実態だというふうに思います。教職がそのように見られている、あるいは伝えられているということは、非常に憂慮すべきことなのじゃないかなというふうに思います。

先生方が働く学校とはどういうものかということですが、学校教育というのは、教員がそれぞれの役割を持ちながら、子どもたちが社会に出るための必要最低限の基礎知識を持たせて送り出すことというふうに承知しておりますけれども、昨今の複雑な社会的要求がある中で、学校教育の本来の在り方というのはどのようなものか、これは原点に戻ってお伺いしたいというふうに思います。

○小泉真志副委員長 学校教育局長伊藤伸一さん。

○伊藤学校教育局長 学校教育の在り方についてであります。学校は、今を生きる子どもたちにとりまして、現実の社会との関わりの中で毎日の生活を築き上げていく場であるとともに、未来の社会に向けた準備段階としての場でもございます。

このため、急激に変化する時代の中で、学校教育には一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質、能力を育成することが求められていると考えております。

○中司哲雄委員 それ理想的な学校の在り方ということだと思いますけれども、現場の話を聞くと、変化する時代の中で、子どもたちを取り巻く変化が激し過ぎて、学校なり教員が追いついていかないのじゃないかな、そんな疑問を持つところです。

最後の質問になりますけれども、教員の過剰労働ですとか精神的負担を防いで、本来必要とされている学校の役割を果たすためには、何でも要求されている現状を取捨選択していかなくちゃならないのじゃないかというふうに思います。

そうした中で、本来の学校の在り方を取り戻して、同時に、働き方改革、働き方改革というよりも、先生が希望して来てくれるような学校を実現し、優れた教員を確保するために一定の覚悟を持って当たらなきゃならないのじゃないか、そういう意味で、教育長の覚悟をお伺いしたいというふうに思います。

○小泉真志副委員長 教育長中島俊明さん。

○中島教育長 学校の在り方と働き方改革の推進についてであります。道教委といたしましては、学校が子どもの学びと成長を保障し、これからの社会の創り手として必要な資質、能力を育成するという本来の役割を果たすことができるよう、子どもの学びを支える教員を取り巻く環境

を改善しなければ、本道教育の質の低下を招きかねないという危機感を持って、学校での働き方改革を一層加速する必要があると認識しております。

このため、教員はもとより、教員を志す学生にとっても働きやすさと働きがい両立した学校のあるべき姿を明確にし、学校の実情に即した業務の精選や、複雑化、困難化する教育課題の対応への支援の充実など、教員の意欲と能力を最大限に発揮できる勤務環境を整備することにより、教職の魅力を一層向上させ、本道はもとより、全国から優れた人材を確保するなどいたしまして、全ての子どもたちへのよりよい教育がどの地域でも実現できるよう、学校教育の質の向上に全力で取り組んでまいります。

○中司哲雄委員 今の答弁の中で、教育の質の低下を招きかねないという危機感を持っているということなので、そのことを何とか解消しなきゃならないというふうに思います。

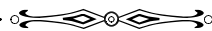
ゆとり教育じゃなくて、ゆとり先生、先生に心のゆとりがないと、ゆとりある教育ができないのじゃないかというふうに思いますけれども、その基は何かというと、やっぱり、子どもとの関係、あるいはまた地域の父母との関係です。私どものところは小さい学校でしたから、当然、父母との関係というのは非常に密接であって、クレーマーなんていうのは生じない、ふだんからいろんな意思の交換ができていますので、そんなことは生じないという学校だったので、恵まれていたと思います。例えば、特に高校は、地域との関わりが先生方は非常に薄いということがあって、やっぱり、いろんなクレーマーが生じやすい環境ができています。そのところを、もう少し、先生にゆとりを持たせてやらなければ、地域との交流はできない。そのゆとりがあれば、きちんとした理想的な教育が出来上がっていくのじゃないかという思いがありますので、非常に矛盾した要望ですし、言い方ですけれども、皆さん方にその役目を果たしていただきたいという思いを込めて、私の質問を終わらせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○小泉真志副委員長 中司委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2 時36分休憩



午後 3 時 開議

○桐木茂雄委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

中村守君。

○中村守委員 それでは、通告に従いまして、以下、教育庁所管事項についてお伺いいたします。

初めに、道立高校におけるエアコン整備についてであります。

今年の北海道は、最高気温25度以上の夏日、また、同じく30度以上の真夏日を記録した日数が観測史上最も多く、7月には道東を中心に気温が40度に迫るなど、厳しい暑さとなりました。ま

た、私の地元・苫小牧市は、太平洋に面し、極端に高温となることがないのがよさだったわけですが、ここ数年、明らかに気温が上昇しており、本格的なエアコンの設置を期待する声が高まっているところでもあります。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、高校のエアコン整備状況についてであります。

高校におけるエアコン整備については、大規模改造工事等に合わせて整備するものと承知しておりますが、大規模改造工事等でのエアコンの整備状況について伺います。

○桐木茂雄委員長 施設課長角谷浩司君。

○角谷施設課長 空調設備の整備状況についてであります。高等学校の空調設備については、これまで187校中2校で整備しており、加えて、昨年度は5校、今年度は8校の大規模改造工事に合わせ、設計を含め、工期3年の予定で整備に着手したところでございます。

○中村守委員 次に、国の財政支援についてであります。現在、特別支援学校へのエアコン整備は優先的に進められているということは承知しております。

高校への整備を加速するためには国の財政支援がどうしても不可欠だと思うわけですが、国の支援はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○角谷施設課長 国の財政支援等についてであります。国は、特別支援学校における空調設備の整備に対し、学校施設環境改善交付金により支援をしている一方、高校の普通教室への空調設備を対象とした補助制度等はないことから、道教委では、地方債を活用し、大規模改造工事等に合わせて空調設備を整備しております。

なお、市町村から避難所に指定されている道立学校の体育館については、国の緊急防災・減災事業債を活用し、空調設備を整備しております。

○中村守委員 特別支援学校は交付金、一般高校は地方債、自腹と言うのでしょうか、それから緊防債と、フル活用しながら進めているが、まだなかなか需要に追いついていないという状況だということがよく分かりました。

次に、今後の取組についてであります。今後も大規模改造工事等で整備を進めるとなると、整備が完了するまでに何年かかるか分かりません。他県では、リースによりエアコンを整備している学校もあると伺いましたが、国への財政支援を要請することに加え、こういった整備手法についても検討することが必要と考えますが、所見を伺います。

○桐木茂雄委員長 総務政策局長伊賀治康君。

○伊賀総務政策局長 今後の取組についてでございますが、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止をはじめ、快適な教育環境の整備は大変重要でありまして、これまで、簡易型空調機器の整備や長期休業期間の見直し等の暑さ対策を講じてきたところでございます。

道教委といたしましては、簡易型空調機器の効果的な運用などソフト面での取組を充実するほか、できるだけ早期に空調設備を整備できるよう、国に対し、補助制度の新設を要請するとともに、他県での事例も参考に様々な整備手法について研究をしております。

○中村守委員 スポットクーラーをやるよりリースのほうがという声も少し聞こえてきますので、どうか御検討ください。

それから、話題を変えまして、道立高校における修学旅行の引率旅費の件であります。

今年の9月に道立高校を視察しましたがけれども、我が党の同僚議員が、学校から、近年の物価高騰の影響により修学旅行に係る宿泊費や交通費が増加して、子どもたちの引率に係る教員の旅費が不足しているという状況をお聞きしたことがありました。

修学旅行は、学校生活の中において大きな学校行事であり、子どもたちが安心、安全な旅行をする上では、教員の引率業務が重要な役割を担っていると考えています。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、道立高校における修学旅行に係る費用の現状等についてであります。生徒1人にかかる修学旅行の費用の現状について伺うとともに、近年の物価高騰による宿泊費や交通費の増加に伴い、道教委として、修学旅行にどのような影響が出ていると認識されているのか、見解を伺います。

○桐木茂雄委員長 高校教育課長高田安利君。

○高田高校教育課長 修学旅行の費用等についてでございますが、令和6年度の道立高校における生徒1人当たりの旅行費用は、3泊4日で実施する学校の平均が12万7000円程度、4泊5日で実施する学校の平均が13万6000円程度となっております。

近年の物価高騰による燃油価格等の上昇を受け、学校が契約するバス事業者等の運賃が上がり、また、宿泊料や食事代も高くなっており、修学旅行の日程の短縮や行き先の変更など、少なからず影響が生じているものと認識しております。

○中村守委員 次に、修学旅行の引率旅費増加に伴うこれまでの対応についてでございますが、道教委では、教員の修学旅行の引率旅費について配分基準を定めていると承知しておりますが、現状としては、引率旅費が増加し、基準額で不足している学校もあると聞きます。

道教委として、こうした学校に対し、これまでどのように対応してきたのか、お伺いいたします。

○高田高校教育課長 これまでの対応についてでございますが、道教委では、各学校が、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化に親しむことができるようにするなど、修学旅行の教育的意義を踏まえつつ、配分標準単価の範囲で旅行が実施できるよう、繁忙期の実施を避け、旅費全体を削減した事例、見学先を絞るなど行程の見直しを図った事例、民間の借り上げバスから公共交通機関に変更した事例等を紹介したリーフレットを作成、配付するなどいたしまして、物価高騰下での創意工夫を生かした修学旅行の実施に向けた支援を行ってきたところでございます。

○中村守委員 次に、今後の対応についてでございますが、今定例会には旅費条例の一部改正条例案が提案されておりますが、主な改正の内容について伺います。

また、これを受けて、今後、道教委として、修学旅行の引率旅費の基準等の改正についてどの

ように対応するのか、伺います。

○**桐木茂雄委員長** ICT教育推進局長兼指導担当局長山城宏一君。

○**山城ICT教育推進局長兼指導担当局長** 引率に係る旅費についてであります。旅費条例改定の主な内容は、宿泊に係る費用の支給について、定額または定額の範囲内で実費支給から、上限つき実費支給に変更されるほか、宿泊に伴う出張に必要な諸雑費として宿泊手当を新設するなどとなっております。

道教委では、旅費制度の見直しに伴う必要な予算の確保に努めながら、子どもたちの教育活動に支障が生じないよう適切に対応してまいります。

○**中村守委員** ありがとうございます。

子どもたちの御家庭に過度な負担になることも、これまたよくありませんが、しかし、もう一方で、これは矛盾した話ですが、エージェントというか、旅行代理店の皆さんからも、先生方の引率旅費の単価が上がらないばかりに、子どもたちのお一人お一人から頂く修学旅行費も上げられなくて、例えば、京都のいい時期に旅行に行ったら、そんな値段では泊まれないというような単価になっているということに対して、エージェントのほうから、どうにかありませんかという話もあつたりします。これは非常に矛盾しているのですよ。私も、言いながら、矛盾していると思うのですけれども、そういうことで、民間を圧迫することになってはいけないし、御家庭を圧迫することになってはいけないという、この二律背反した課題について、どうか解決をしていただきたいと思いますというわけであります。

それでは、次に、スクールカウンセラーについてであります。子どもたちが抱える問題が複雑化、多様化する中、心理の専門家であるスクールカウンセラーの果たす役割はますます重要になっていると考えます。

スクールカウンセラーは、児童生徒へのカウンセリングや、教員、保護者への助言等を通じて、児童生徒の心の悩みの深刻化を防ぐことや、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、多くの学校に配置されているものと承知をしております。そこで、スクールカウンセラーの配置の状況や活用に係る道教委の取組について、以下、伺ってまいります。

まず、スクールカウンセラーの配置状況についてであります。

初めに、札幌市内を除く公立学校について、今年度における道の事業によるスクールカウンセラーの配置状況と、市町村独自配置を含めたスクールカウンセラーの配置率についてお伺いいたします。

○**桐木茂雄委員長** 生徒指導・学校安全課長森田靖史君。

○**森田生徒指導・学校安全課長** スクールカウンセラーの配置状況等についてであります。本年度、道教委では、札幌市立を除く道内の公立学校1415校のうち、配置を希望する1291校全てにスクールカウンセラーを配置しており、配置率は91.2%となっております。

また、市町村が独自に配置している学校91校を含めた配置率は97.7%となっております。

○**中村守委員** ありがとうございます。

【第2分科会 12月9日 第4号】

次に、スクールカウンセラーの効果的な活用についてであります。スクールカウンセラーとして勤務している方から、学校によってスクールカウンセラーの活用方法が異なっているとの話を聞いております。効果的な活用が十分に図られていない学校があるのではないかと危惧をしております。

全ての学校において、スクールカウンセラーを効果的に活用した相談体制の充実が図られるよう、道教委ではこれまでどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

**○森田生徒指導・学校安全課長** スクールカウンセラーの効果的な活用についてであります。道教委では、各学校において、スクールカウンセラーの配置の狙いやその職務、専門性等について、全ての教職員が理解し、組織の一員として効果的に活用されるよう、校長の役割やスクールカウンセラーと教員との連携の在り方など、学校における体制づくりのポイントを示したガイドラインを作成し、各学校に対し、積極的な活用を働きかけているところです。

また、毎年度、スクールカウンセラーの効果的な活用事例を取りまとめており、昨年度は、スクールカウンセラーと関係機関が連携し、児童生徒への支援の充実を図った事例など、計28事例を広く周知してきました。

**○中村守委員** 次に、今後の取組についてであります。

スクールカウンセラーの派遣日数や時間数について、一部の学校からは、足りていないという声も聞いております。

スクールカウンセラーの常勤化を含め、今後のスクールカウンセラーの配置や効果的な活用に向けて、道教委ではどのように取り組むのか、お伺いいたします。

**○桐木茂雄委員長** 生徒指導・学校安全担当局長泉野将司君。

**○泉野生徒指導・学校安全担当局長** 今後の取組についてであります。道教委といたしましては、学校規模等を踏まえつつ、配置を希望する全ての学校にスクールカウンセラーを配置できるよう努めますとともに、さらなる配置の充実に向けまして、引き続き、都道府県教育委員会連合会とも連携し、国に対して、スクールカウンセラーの教員定数化を含め、必要な財政措置を要望してまいります。

また、不登校など、対面でのカウンセリングが難しい児童生徒に対するオンラインによるきめ細かな相談や、迅速な対応が求められる事案に対するアウトリーチ型の積極的な派遣など、スクールカウンセラーを効果的に活用した相談体制の充実を努めてまいります。

**○中村守委員** どうかよろしくお願いたします。

次に、キャリア教育についてであります。産業構造や仕事の内容が急速かつ絶えず変化する中、高校においては、地域の企業と連携し、インターンシップなどの体験的な学習に取り組むなど、生徒一人一人の職業理解を深め、キャリア教育を一層充実することが大切だと考えます。

そのためには、キャリアコンサルティングを行うキャリアコンサルタントのような専門家による高校への支援が有効であるというふうに考えますが、こうした中、道教委では、全教育局にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置するなど、キャリア教育の充実について取り組んで

いと承知をしております。そこで、高校のキャリア教育における道教委の取組について、以下、伺ってまいります。

まず、キャリアプランニングスーパーバイザーの主な取組についてであります。

キャリアプランニングスーパーバイザーは、具体的にどのような取組を行っているのか、伺います。

**○高田高校教育課長** キャリアプランニングスーパーバイザー、いわゆる進路相談員についてでございますが、キャリアプランニングスーパーバイザーは、高校生の進路実現を支援するため、全14教育局に配置をしており、具体的には、地域の企業への訪問による求人開拓や学校への求人情報の提供、就職を希望する生徒の進路相談、生徒や保護者を対象とした進路説明会の講師などの役割を担っております。

**○中村守委員** 次に、キャリアプランニングスーパーバイザーの任用についてでございますが、キャリアプランニングスーパーバイザーとしての任用の資格要件と、実際にどのような経験やスキルを持った方々が担っているのか、伺います。

また、どのような成果を上げているのか、併せて伺います。

**○高田高校教育課長** 任用等についてでございますが、任用に当たっての資格要件といたしましては、民間企業で人事管理を経験した方や、進路指導担当教員の職務を補助する者としてふさわしい資質、能力を有する方としており、現在任用しておりますキャリアプランニングスーパーバイザーには、民間企業やハローワーク、医療機関などでの勤務経験があり、キャリアコンサルタントの資格や中学校、高校の教員免許を有している方などがおります。

成果といたしましては、昨年度、全道で72社のインターンシップの新規受入れ先が開拓されましたほか、進路相談を受けた生徒から、希望する職種について理解が深まった、就職後に相談できる機関を知ることができ、不安が払拭できたなどの感想が寄せられるなど、キャリアプランニングスーパーバイザーの配置により、生徒一人一人の進路希望を尊重したきめ細かな進路指導が実現できているものと認識しております。

**○中村守委員** 次に、キャリアカウンセリングにおけるスキルの向上についてでございますが、産業構造や働き方が変化する中、キャリアプランニングスーパーバイザーの資質、能力の向上に向けて、これまでどのように取り組んできたのか、また、今後はどのように取り組んでいくのか、併せて伺います。

**○高田高校教育課長** 資質、能力の向上の取組についてでございますが、道教委では、キャリアプランニングスーパーバイザーの業務の円滑な推進や資質、能力の向上を図るため、キャリアプランニングスーパーバイザー研修会を毎年3回開催しており、就職支援や生徒のカウンセリングをテーマとした意見交換や、各学校における就職指導に対する助言の在り方について研究、協議を行っております。

今後も、生徒の適性に応じたカウンセリングが行われるよう、キャリア教育やキャリアカウンセリングにおきまして、豊富な経験や知見を有する方を講師とした研修会を開催するなど、キャ

【第2分科会 12月9日 第4号】

リアプランニングスーパーバイザーの資質、能力の一層の向上に取り組んでまいります。

○中村守委員 では、次に、今後のキャリア教育についてであります。

子どもたちを真ん中にといった視点で、生徒一人一人が社会の変化に対応し、自分らしい生き方が実現できるように、今後も学校と地域が一体となったキャリア教育が必要であると考えます。

道教委として、今後、キャリアプランニングスーパーバイザーを効果的に活用するなどして、キャリア教育をどのように推進していくのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 今後のキャリア教育についてであります。本道の子どもたちが地域を担う社会人、職業人として自立していくためには、望ましい勤労観や職業観など、主体的に自己の進路を選択できる能力を育成することが重要と認識しております。

道教委におきましては、キャリアプランニングスーパーバイザーを活用いたしました進路講話や個人面談などの効果的な取組をまとめた就職指導実践事例集を毎年、作成し、全ての高校に配付するなどいたしまして、各学校のキャリア教育の充実に向けた取組を支援しているところでございます。

今後も、生徒が社会の変化に対応した職業理解を深めることができるよう、新たな産業や様々な職業に携わる方の考えなどに触れる機会を一層充実させますとともに、キャリアプランニングスーパーバイザーによる生徒に寄り添った進路相談などを通して、生徒一人一人が持つ可能性や能力をさらに高めるキャリア教育を推進してまいります。

○中村守委員 以上です。

○桐木茂雄委員長 中村委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 それでは、通告に従い、質問をしてまいります。

まず、児童生徒の自殺防止等についてです。

近年、子どもたちを取り巻く状況は深刻で、不登校35万人、いじめの認知件数74万人と報告され、さらに、2024年の児童生徒の自殺者数は全国で529人となり、調査が開始された1980年以来、過去最多となっております。全世代では減少傾向である自殺件数ですが、児童生徒の自殺件数が増加しており、500人を上回ったのは3年連続ということですが。

特に、中高生の女子の自殺者が増加しているということですが、道内の児童生徒の自殺者数について、校種別に加え、男女別にその人数を伺います。

○桐木茂雄委員長 生徒指導・学校安全課長森田靖史君。

○森田生徒指導・学校安全課長 道内の児童生徒の自殺者数についてであります。道警察の資料によると、令和4年は、高校生13名、中学生5名で、男女別では、男子7名、女子11名、令和5年は、高校生13名、中学生10名、小学生2名で、男女別では、男子8名、女子17名、令和6年は、高校生と中学生がいずれも12名で、男女別では、男子6名、女子18名となっております。

○丸山はるみ委員 全国の傾向と同様に、道内も女子の自殺者数が増加しているということですが、若者の自殺の背景にあるものの一つに、市販薬の乱用があるということです。

依存症治療の第一人者である国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦先生が行った「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」というのがあるのですけれども、昨今の10代の薬物乱用患者数の多くが、違法薬物ではなく、一般市販薬を利用しているということなのですけれども、道教委の認識を伺います。

○桐木茂雄委員長 生徒指導・学校安全担当局長泉野将司君。

○泉野生徒指導・学校安全担当局長 いわゆるオーバードーズについてであります。近年、若年者の大麻等違法薬物の使用等が増加している一方、一般用医薬品の過量服薬、いわゆるオーバードーズによる健康被害が増加していると国の資料に示されており、子どもたちを取り巻く薬物乱用に関わる現状は、大変憂慮すべき状況と認識しております。

○丸山はるみ委員 一般市販薬の乱用、今、オーバードーズとおっしゃっていただきましたけれども、繰り返すうちに健康被害を引き起したり、あるいは、やめられなくなったりするというおそれがあるということです。

先ほど言った松本先生は、市販薬の過剰摂取というのは、これまで問題になってきた非行だったりとか逸脱行為ではなくて、子どものSOSだというふうに捉えてほしいということでした。

現在、道内の学校で行われている薬物乱用防止教育というのがありますが、この内容について伺います。

○桐木茂雄委員長 健康・体育課長国安隆君。

○国安健康・体育課長 薬物乱用防止教育についてであります。児童生徒にとって、薬物の乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態などによっても助長されるものであることから、各学校における薬物乱用防止教育では、薬物の乱用などの行為が心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることなどについて理解を深めることに加え、これらの行為には個人の心理状態などが影響することから、悩みや孤独感を感じたときは、信頼できる身近な人などに相談することなどを指導しています。

○丸山はるみ委員 先ほども申し上げたように、やはり、特にオーバードーズについては、子どもたちが困っているにもかかわらず、それをうまく表現できないということがきっかけになっているということに注目していただきたいということで、2017年に改正された自殺総合対策大綱において、SOSの出し方に関する教育の推進が求められています。

道教委では、児童生徒の自殺の原因、動機をどのように分析しているのか、伺います。

また、道の自殺防止教育は、児童生徒のどのような力を伸ばすことを目標に取り組んでいるのか、伺います。

○森田生徒指導・学校安全課長 児童生徒の自殺の原因等についてであります。文部科学省の生徒指導提要においては、児童生徒の自殺の原因、動機は特定が難しいとされており、道教委としても、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で

起きているものと考えています。

なお、生徒指導提要では、特定された原因等の中で、小学生では、しつけ、叱責などの家庭問題、中学生では、家庭問題に加えて、学業不振などの学校問題の比率が高いという特徴があり、高校生では、中学生同様、進路に関する悩みなどの学校問題の比率が高いという特徴があると示されています。

また、道教委は、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことを目標に、自殺予防教育に取り組んでいます。

**○丸山はるみ委員** 児童生徒の助けを求める声を、やはり、周りの大人が的確に受け止めるということが大変重要ではないかというふうに思います。

対応に当たっては、子どもの権利条約を念頭に置くべきだというふうに考えます。差別されない権利、最善の利益を考えてもらう権利、生きる権利、育つ権利、命を大切にされる権利、ほかにもいっぱいありますけれども、子ども自身の意思が大切にされる権利があります。こういったことの認識を伺うとともに、道教委では、学校教育や家庭教育に関する悩みなどについて、児童生徒や保護者が利用できる相談窓口を設けています。利用状況について、併せて伺います。

**○森田生徒指導・学校安全課長** 児童生徒のSOSを受け止める体制についてであります。学校においては、子どもの人権の尊重等を目指した、児童の権利に関する条約を踏まえ、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育を行うことが求められており、自殺予防の取組を進めるに当たっては、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切であり、児童生徒の言葉や表情、態度などから発せられるSOSに気づくことのできる校内体制を整備することが必要です。

また、道教委が設置している相談窓口における令和6年度の相談実績は、子ども相談支援センターが2317件、SNSを活用した相談事業が314件、「おなやみポスト」が404件となっています。

**○丸山はるみ委員** SNSを活用した相談事業についてなのですが、事前に提供された資料によると、周知用カードを配付した7月にアクセスが伸びていると思います。年を追うごとに年間のアクセス数が減少しているのはちょっと心配ですけれども、カードが配付された後、児童生徒が持ち続けるかということについては、個人に委ねられています。

ただ、心配事や悩みというのは、いつ起きるか分かりませんから、必要なときに相談窓口へアクセスできるように、こうしたカード類の配付の頻度を増やすとか、目につく場所に貼り出したり、校内等でいつでも手に取れるようにしておくなどの工夫を求めますが、いかがでしょうか。

**○森田生徒指導・学校安全課長** SNSを活用した相談窓口の周知についてであります。道教委では、年度初めや夏・冬休みなどの長期休業前に、札幌市立学校を除く公立学校の中高生とその保護者に対してリーフレットを配付するとともに、7月には、直接、中高生にカードを配付するほか、道教委のホームページに、子どもに関する相談窓口のページにリンクするバナーを設けるなど、SNSを通じた周知を図ってきており、今後も、リーフレットの掲示場所の工夫等につ

いて各学校に働きかけ、児童生徒が必要なときにいつでもSNS相談窓口にアクセスできるよう取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 よろしく願いいたします。

そして、児童生徒の悩みや困り事の相談先として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいますけれども、振興局ごとの人数、1人が担当する学校数を伺うとともに、直近の相談件数の実績についても伺います。

○森田生徒指導・学校安全課長 スクールカウンセラー等による相談についてであります。道教委では、令和6年度にスクールカウンセラーを延べ285名任用しており、管内ごとの人数と1人当たりの平均担当学校数、相談件数は、空知が20名で6校、2212件、石狩が66名で2校、5570件、後志が19名で5校、1925件、胆振が26名で4校、2908件、日高が16名で2校、448件、渡島が25名で5校、1963件、檜山が9名で3校、192件、上川が33名で6校、3261件、留萌が4名で5校、294件、宗谷が11名で6校、649件、オホーツクが20名で5校、2109件、十勝が13名で11校、2442件、釧路が18名で5校、1563件、根室が5名で9校、488件となっています。

また、スクールソーシャルワーカーは、16名を任用し、要請があった学校へ派遣しており、管内ごとの人数と相談件数は、空知が5名で34件、石狩が5名で89件、後志が3名で7件、胆振が4名で10件、日高が3名で5件、渡島が3名で7件、檜山が3名で4件、上川が4名で25件、留萌が3名で8件、宗谷が3名で2件、オホーツクが3名で4件、十勝が3名で20件、釧路が3名で8件、根室が3名で1件となっています。

○丸山はるみ委員 すみません。細かい数字をありがとうございました。

相談したいという要望には、全部、応えられているというふうにお聞きしておりますが、例えば、スクールカウンセラーは、空知が20名で2000件を超える御相談に対応しているとか、あるいは、1人当たりの平均担当学校数が6校、あるいは、十勝では11校ということですから、そして、スクールソーシャルワーカーについては16名が道内をカバーしているということですから、なかなか大変な状況なのではないかと思うわけです。

責任の重い業務を担っているわけですが、児童生徒と日常的に接する状況であるかということについては大変危惧されるところです。そういう中で、相談相手に選ばれるということについて、不利ではないでしょうか。また、その処遇は会計年度任用職員であり、不十分だというふうに考えますが、見解を伺います。

○泉野生徒指導・学校安全担当局長 スクールカウンセラー等の任用についてであります。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、国の補助事業を活用し、会計年度任用職員として任用しており、各学校においては、スクールカウンセラー等の配置の狙いや、その職務、専門性等について、全ての教職員が理解し、組織の一員として効果的に活用されるよう、スクールカウンセラー等と教員とが緊密に連携して学校の教育相談体制づくりに取り組んでいるところでございます。

道教委といたしましては、スクールカウンセラー等の配置の充実に向け、引き続き、都道府県

【第2分科会 12月9日 第4号】

教育委員会連合会とも連携し、国に対して、スクールカウンセラー等の教員定数化を含め、必要な財政措置を要望してまいります。

○丸山はるみ委員 児童生徒からの相談によって、虐待や経済的な困難、あるいは、家族に福祉的な支援が必要など、学校だけでは対応し切れない事例を把握した場合には、各自治体の福祉部門等と連携する仕組みは構築されているのか、伺います。

○泉野生徒指導・学校安全担当局長 児童生徒への支援についてであります。児童虐待等による専門的な支援が必要な児童生徒に対しては、各学校において、学級担任や養護教諭とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家がチームとなって連携し、児童生徒一人一人の家庭環境を踏まえ、心身の健康状況や学習状況等についての的確なアセスメントを行い、児童相談所や市町村福祉担当部局等の関係機関に確実につなげる支援を行っているところでございます。

また、学校、児童相談所、医療機関等の関係者が参画するケース会議において、対象児童生徒の情報を共有し、必要な支援を進められる体制の下、児童生徒の実情に応じた支援の充実に努めております。

○丸山はるみ委員 その仕組みがきちんと機能することが大事だなというふうに思っています。

10代の子どもの自殺数が増加していること、誰にも相談できずに苦しさを紛らわすためにオーバードーズをする子どもたちが増えていることについては、彼らを取り巻く環境が大変厳しいということの表れではないでしょうか。

学校を児童生徒が気兼ねなく心配事や悩みを口に出せるような場所とするために、道教委としてどのように取り組むのか、最後に教育長に伺います。

○桐木茂雄委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 今後の取組についてであります。いかなる事情であれ、未来ある児童生徒が自ら命を絶つようなことは決してあってはならないものでございます。

このため、道教委では、各学校に対し、1人1台端末等を活用した心の健康観察などによりSOSの早期把握に努めることや、実効性のある教育相談体制を構築することなどについて指導いたしますとともに、24時間受付の電話やメール相談、SNSによる相談窓口等を開設し、特に、児童生徒が不安を抱えることの多い進学、進級の時期や長期休業時などには繰り返し周知してきているところでございます。

今後も、こうした取組に加え、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育などにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談する力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出し、相談することのできる環境整備を一層進めてまいります。

○丸山はるみ委員 次に、教職員の働き方についてです。

今定例会で、教職員の給与をはじめ、様々な手当等についての変更が提案されています。引上げになる部分については歓迎するところですが、それ以外の変更点について、本当に教職員のためになっているのか、疑問があります。そこで、以下、質問してまいります。

多学年学級の手当が廃止される条例案が提出されていますが、廃止によって幾らの減額となるのか、また、なぜ廃止されることになったのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 教職員事務課長杉島美穂君。

○杉島教職員事務課長 多学年学級担当手当の廃止についてであります。この手当の廃止に伴い、令和8年1月より月額6090円が支給されなくなります。

国では、学級担任に義務教育等教員特別手当が加算されることになり、複式学級の担任にも支給されることから、義務教育等教員特別手当の加算措置により処遇することとして、多学年学級担当手当を廃止したところです。

○丸山はるみ委員 複式学級を受け持つ先生方の業務内容に何か変化はあるのでしょうか。

○杉島教職員事務課長 業務内容についてであります。複式学級を担当する教員の業務内容に変化はありません。

○丸山はるみ委員 変化がないということであれば、手当の廃止というのは実質的な減給となるのではないのでしょうか。

道教委として、この減給分の補填はどのように考えているのですか。

○杉島教職員事務課長 手当の廃止への対応についてであります。業務内容に変化はないため、今回の法改正に伴う教職調整額が5%となることに伴う給料の増加や、義務教育等教員特別手当の学級担任に対する加算措置を考慮して、現状の水準を下回らないよう、令和8年中は経過措置として支給することとしました。

○丸山はるみ委員 そもそも、今おっしゃった教職調整額の見直しというのは、長時間労働が問題になって、教員の時間外手当をどうするのかという議論の中で得られた結果ですから、今回、複式学級、多学年学級担当手当が廃止されることの補填に使われるものではないというふうに思うわけです。

説明いただいた補填のうち、道独自で出す1年間限定の1500円というのがありますが、これを除いた教職調整額の段階的引上げは全教職員が対象となるものと認識していますけれども、複式学級担当教員は現行の調整額の対象外となっていたのでしょうか。

○杉島教職員事務課長 手当の対象についてであります。教職調整額の引上げは複式学級の教員も対象となっております。

○丸山はるみ委員 複式学級の業務負担はそのままに、手当は廃止するということですから、教職員のモチベーションはこれで保てるというふうにお考えでしょうか。

○杉島教職員事務課長 教員の処遇改善についてであります。今回の給特法の改正は、高度専門職にふさわしい処遇の実現と、職務や勤務の状況に応じた処遇の実現のため、教員の給与体系全体を考慮したもので、教職調整額の水準が改善されることに加え、教員個人の給与全体で見た場合、給与水準は上がることから、教員の処遇改善につながるものと考えています。

○丸山はるみ委員 ちょっと複雑なのですが、結局、もろもろの手当を含めて、給与全体で給与水準は上がるというふうにおっしゃっていると思うのです。しかし、きちんと評価されて

いるのかという感は否めないと思うのですね。

少なくとも、教員加配をより推進して、複式学級解消を図るべきだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○桐木茂雄委員長 教育政策課長出分日向子君。

○出分教育政策課長 複式学級の解消についてであります。複式学級を含めた道の学級編制基準については、いわゆる義務標準法に準拠して定めておまして、複式学級編制の解消を図るためには国の定数改善が必要と考えております。

道教委といたしましては、今後とも、国に対して複式学級の解消のための定数改善を強く要望してまいります。

○丸山はるみ委員 複式学級手当と同様に、義務教育等教員特別手当の3分の1が縮減されると聞いています。

金額にしてどれほどになるのか、そして、これまで手当をもらっていた教職員の仕事内容に変化はあるのでしょうか。

○杉島教職員事務課長 義務教育等教員特別手当についてであります。今回の法改正により給与の0.5%に相当する部分が縮減され、給与の号俸により金額は異なりますが、最低で700円、最高で2400円縮減されます。

また、教員の仕事の内容に変化はありません。

○丸山はるみ委員 先ほど申し上げた多学年学級担当手当と同様に、仕事の内容には一切変化がない中で、それにもかかわらず縮減されるという、その理由を伺います。

○杉島教職員事務課長 義務教育等教員特別手当についてであります。今回の法改正は、国は、教員によって業務の内容や負荷が様々である中、職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じていく必要があり、教員の給与体系全体を考慮したもので、義務教育等教員特別手当の一律に支給する部分に加えて、学級担任への加算を行うものとしています。

○丸山はるみ委員 義務教育等教員特別手当の加算で学級担任への加算をする、その部分が3000円加算だというふうに承知しておりますが、複数担任制学級では、担任数の均等割という可能性も聞いているのですよね。

そうなった場合は、加算される額よりも補填される額が少なくなるということになるのじゃないかと思うのですけれども、伺います。

○杉島教職員事務課長 複数担任制学級における均等割の考え方についてですが、義務教育等教員特別手当の加算については、現在、支給対象範囲について検討中です。

○丸山はるみ委員 そもそも業務内容が変わらないのに減額されるということが不当だなというふうに私は考えておりますので、今、検討中ということですが、該当の方には満額の手当てをしていただきたいというふうに思います。

これまで、各手当の縮減及び廃止での金額や影響について確認してまいりましたが、いずれも教職員にとってプラスになる要素はないというふうに感じています。手当の縮減、廃止によっ

て、教職員の間で、都市部、地方部といった勤務場所だけでない格差が生まれるのではないのでしょうか。そうした格差は解消していく必要があると考えますが、道教委としてどのように考えていますか。

○桐木茂雄委員長 教職員局長山下幹雄君。

○山下教職員局長 教員の給与についてであります。このたびの給特法の改正に関して、国は、その目的として、教員の高度専門職としての職責にふさわしい処遇の実現を掲げており、教職調整額の段階的な引上げを行うとともに、職務や勤務の状況に応じた措置として義務教育等教員特別手当の学級担任への加算措置などの見直しを行ったものと承知しております。

義務教育等教員特別手当の加算につきましては、現在、支給対象範囲について検討中でございます。

○丸山はるみ委員 これからの教職員の皆さんの働き方についてですけれども、少子化が年々進んでいる一方、学校教育に求められる要素は年々増加をしているのではないのでしょうか。そうした教育の専門家である教職員が安心して働き続けようと思える環境を整備していくことは、道教委の重要な役割だと考えています。

国言いなりに唯々諾々と手当を縮減し、格差を拡大させるのではなく、道教委独自に減額の影響を抑え、教員を増やし、安心して働き続ける職場をつくっていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○桐木茂雄委員長 教育部長猪口浩司君。

○猪口教育部長 教員等の働き方についてであります。全ての子どもたちへのよりよい学びを実現するためには、その直接の担い手である教員が働きやすさと働きがいを感じられる環境づくりが大変重要であると認識しております。

道教委といたしましては、このたびの給特法の改正につきましては、全体としては教員の処遇改善につながるものと考えており、多学年学級担当手当の廃止については、その影響緩和に向け、経過措置を設けることとしたところでございます。

今後とも、働き方改革の着実な推進のほか、定数改善や広域分散型の本道の事情を踏まえた支援を国に要望するなど、教員が生き生きと子どもたちと接することにやりがいを感じながら働き続けることができる環境づくりに取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 先生たちの働き方については、長時間労働が大きな議論になったことから、大変厳しく、子どもからも、そして保護者からも、先生、忙しそうだねと言われることがいまだ解消されていないのではないかなというふうに思います。

先ほどのオーバードーズのこともそうですけれども、子どもたちがなかなか相談できないという中で、家庭もそうですけれども、学校も大切な居場所ですよ。その学校で、先生に遠慮して、もし相談できないというようなことがあるのであれば、やはり、それは解消していかなければならない。ということで、ぜひ加配も強く要望していただきたいと思いますし、働きがいを感じられるような処遇の改善も求めていただきたいと思いますということをお願いいたします。

て、質問を終わります。

ありがとうございました。

○**桐木茂雄委員長** 丸山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で委員の通告の質疑並びに質問は終わりました。

これより委員外議員の発言を許します。

山崎真由美君。

○**山崎真由美議員** それでは、通告に従いまして、道立高校における1人1台端末の活用について質問をさせていただきます。

道立高校では、学習の質を高め、生徒一人一人に合った学びを実現するために、端末を活用した授業が進められています。特に、BYOD——自分の端末を学校に持ち込んで学習に使う取組については、生徒の主体的な学びを引き出し、家庭学習ともつながりやすいという利点があります。学校での調べ学習ですとかプレゼンテーションだけではなく、家庭での復習、または、自分のペースで進める個別最適化された学びにもつながるという大変有意義な取組だと考えます。

しかし、その一方で、本当に効果的に活用されているのか、学校や地域によって格差が生じていないか、生徒や保護者に過度な負担がかかっていないかといった点について、しっかりと把握して改善をしていく必要があります。

初めに、端末活用の実態について伺います。

授業で端末を活用する機会が十分に確保されている学校もあれば、教員側の負担感やスキル不足などによってまだ十分に活用されていない学校もあると聞いています。こうした状況の差は、生徒の学びの機会の差につながりかねません。

道として、学校ごとの活用状況をどのように把握されているのか、また、活用が進んでいない学校へのサポートはどのように行っているのか、伺います。

○**桐木茂雄委員長** ICT教育推進課長多田博昭君。

○**多田ICT教育推進課長** 端末の活用状況についてであります。道教委では、平成30年度から道立高校の端末の活用状況を把握してきており、本年4月に実施した調査において、ICTを活用した授業を全教科で実施したと回答した学校の割合は89.5%と、前年度と比べ3.0%増加したものの、一部の教科で実施したと回答した学校の割合が10.5%となっております。

このため、道教委では、今年度から、汎用的なアプリの基本的操作など、ICTの取扱いに慣れていない教員を対象とした選択型の研修を実施するほか、ICTの活用が進んでいない学校の校内研修において、道教委職員が直接、操作方法を説明するなどの支援を行っております。

○**山崎真由美議員** 今、御答弁いただきましたが、ICTを活用した授業を全教科で実施したと回答した学校の割合は89.5%ということでした。私の周りで高校生の子を持つお母さんたちから実際にお話を伺ったところでは、全教科で実施しているという肌感覚がとても低かったのですよね。これは、どういった部分に使われているのかという、ちょっと詳細な調査が必要かなと思います。

次に、ICTを活用した授業を推進するために、目指す姿などを示すものとしてICT活用授業指針を策定したと承知していますが、本指針をどのように現場に周知されているのか、伺います。

○多田ICT教育推進課長 ICT活用授業指針についてであります。道教委では、令和2年度に策定した、ICTを活用した授業の目指す姿とその実現に向けた具体的な活用方策を示したICT活用授業指針について、道教委のICT活用ポータルサイトに掲載するとともに、毎年4月、本指針を基に、全ての学校の授業等において効果的なICT活用が図られるよう、道立学校や市町村立学校等に周知するほか、道教委が主催するICT活用に係る研修において、本指針の趣旨を説明しております。

○山崎真由美議員 次に、教員のサポート体制について伺います。

ICTを活用した授業は、教員にとって新たな工夫や準備が必要になるため、負担が増えてしまうケースもあります。教員の研修やICT支援員によるサポートがどれだけ充実しているかは、端末活用の質に大きな影響を与えます。

道教委では、教員が安心してICTを活用できるよう、研修や支援体制をどのように整えているのか、また、学校現場から寄せられている声をどのように受け止めているのか、伺います。

○多田ICT教育推進課長 ICT活用に係る支援についてであります。道教委では、教員のICT活用に係る経験に差があることを踏まえ、ICT活用の目的や経験に応じて選択できる研修を実施するとともに、いつでも、どこでも、何度でも研修に取り組むことができるよう、研修動画や研修資料をICT活用ポータルサイトに公開するほか、学校の多様なニーズに応じて、ICT支援員によるチャットを含めたオンラインでのサポートを行っているところです。

研修に参加した教員やICT支援員が支援を行った学校からは、クラウドの活用方法の実演を見て活用に前向きになった、自校のICT活用の取組を広げるためのヒントを得ることができた等の声が寄せられており、一定の成果につながっているものと考えております。

○山崎真由美議員 先ほどの質問に対する答弁の中でも、一部の教科で実施したということで、全部の教科で実施していない学校の割合が10.5%でありました。実際にお話を聞きますと、なかなか授業で活用されていないと。そういうことでは、やはり、平等に教育を受けるところからちょっとかけ離れている状況がまだ続いているということでもあります。その辺の対応を道教委としてしっかりと行っていただきたいと思えます。

次に、家庭の負担と公平性の確保について伺います。

BYODでは、自分の端末を購入するなどの必要があるため、家庭の経済状況がそのまま学びの環境に影響してしまうおそれがあります。経済的事実等で端末をそろえられない生徒に対しては、学校での貸出しなどの支援が必要ですが、整備状況と貸出状況を伺います。

また、BYOD端末の種類や授業で使うアプリについて、どのようにしているのか、伺います。

○多田ICT教育推進課長 生徒の端末についてであります。道立高校においては、経済的事

【第2分科会 12月9日 第4号】

情等により端末を用意できない生徒への貸出用として、令和3年度に国の補助により道立高校全体で1万3169台を整備し、その貸与状況は令和7年10月末現在で8676台となっており、生徒が持ち込む個人所有の端末については、学校が機種等を推奨する方法や生徒の選択に任せる方法など、各学校が実情に応じて定めております。

また、全ての道立高校では、無償の汎用的なアプリケーションを活用しているほか、学校が独自に有償のアプリを活用する場合には保護者による負担を基本としております。

**○山崎真由美議員** 今、貸出用も利用はされているということなのですが、初めて入学するお子さんの親は、多少厳しくても、やっぱり、自分で購入しないといけないと思われる方もたくさんいらっしゃいますし、学校によっては、授業内容によって特定のタブレット端末を指定するところもあり、それに対応するために、別のOSのものであれば追加料金を徴収して対応しているというふうに聞きました。

教科書も購入する、電子辞書も購入する、そして、端末ですね。今、こちらに何件かの高校のパソコンを購入してほしいというお願いの文書があります。一人一人に応じた分かりやすい授業を実施し、情報活用能力やコミュニケーション能力の向上につなげていくですとか、これからの社会で活躍するための資質、能力を育むため、ICTを活用した授業を積極的に実施することが必要であると考えているということで、例えば、この学校であれば1台5万3900円です。私も友人から聞いた金額は5万9800円ですとか、かなりの高額のことをこういった理由で購入を求めているわけです。

これが、もっと有効活用されていて、例えば、教科書もきちんとデジタル化をされてその端末で利用できるですとか、その使用の頻度ですね。いろんな授業で本当に有効的に活用できる、そのような実態があれば、まだ納得して購入して使ってもらおうと思うのですが、周りの声を聞きますと、そこまで活用されている実態がないという声を私は多く耳にします。

道として開始したのが2022年度ですので、もう3年以上経過しているわけです。道教委として、各校では、実際にどれぐらい活用されているのか、その辺の実態というものをしっかりと把握することが必要だと思いますので、情報収集に努めていただきたいことを指摘とさせていただきます。

次に、ネットワーク環境の整備状況についてです。

端末があっても、学校内のWi-Fiが不安定では、生徒がスムーズに学習を進めることができません。特に、生徒の人数が多い学校などでは接続が不安定になることがあります。

こうした問題に対して、道としてどのような整備を行っているのか、今後どのように改善を進めていくのか、伺います。

**○多田ICT教育推進課長** 学校のネットワーク環境についてであります。道立学校においては、国のGIGAスクール構想の実現に向け、学校規模に応じた適切な通信帯域が確保できるよう高速大容量の通信ネットワークを整備していますが、一部の学校から、ネットワークが遅いと

感じるとの声が寄せられております。

このため、学校の通信環境について調査分析を行ったところ、通信機器に接続が集中したことによる速度低下や外部からの電波干渉といった課題が見られたことから、道教委では、専門事業者からの意見も伺いながら、問題解決に向け、通信機器の設定を調整するなどの取組を進めているところであり、今後も学校の状況を把握しながら、通信環境の改善に努めてまいります。

○山崎真由美議員 では、最後に、BYODの導入目的である、生徒の主体的で深い学びの実現に向けて、今の取組がどこまで成果を上げているのか、そして、どのような課題がまだ残っているのか、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○桐木茂雄委員長 学校教育監川端香代子君。

○川端学校教育監 端末を活用した学びについてであります。主体的、対話的で深い学びの実現に向けては、生徒が端末を活用し、それぞれのペースや理解度に合わせ、互いの考えを交流することで学びを深めるなど、多様な学習活動を進めることが大切であります。

こうした中、本年2月に、高校1年生を対象とした調査では、ICT機器を活用することで、自分のペースで理解しながら学習を進めることができる、また、友達と考えを共有したり比べたりしやすくなるという質問に、肯定的な回答をした生徒の割合は8割以上であり、一定の成果が見られるものの、授業でパソコン、タブレットなどをほぼ毎日使用したと回答した生徒の割合は約4割であり、日常的な活用に課題があると考えているところです。

道教委といたしましては、全ての道立高校において、情報を整理する、自分の考えを発表するなど、日々の学習活動を通して適切に端末を活用することにより、主体的、対話的で深い学びを実現できるよう、引き続き、学校や教員の状況に応じた研修や支援等の充実に取り組んでまいります。

○山崎真由美議員 様々、御答弁、ありがとうございました。

これは、しっかりと活用できれば、実際に使う生徒たちも有効活用できているというふう実感がある反面、それが活用できていない生徒も実際にいるという状況が判明したと思います。この学校差、先生による差がなく、全ての子どもたちがしっかりと学びを受けて社会に出ていけるように、まずは取組をお願いしたいと思います。

ちょっと質問にはならなかったのですが、以前、コロナで臨時休業になったときにオンラインでの授業等が一気に進んだというのがありました。今現在、例えば、インフルエンザで学級閉鎖になったですとか、何らかの事情で出席できない子がオンラインで授業を受けたりとか、そういったものはまだまだ有効活用が進んでいないと思います。

当時、いろんな成果ですとか課題があったと思いますが、やはり、それを検証して、またいざというときに、すぐこういったものを利用して学びが停滞しないようにしっかりと対応できるように整備を行っていただく、そして、親が納得感を持って活用できるように、しっかりと調査をして進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

【第2分科会 12月9日 第4号】

○桐木茂雄委員長 山崎議員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、教育委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桐木茂雄委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○桐木茂雄委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、12月3日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、小泉副委員長をはじめ、委員各位の御協力のたまものと感謝しております。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時16分閉会